

知財トピックス  
2024年1月～12月

本書は、三枝国際特許事務所HPの「知財トピックス」で2024年1月～12月に掲載した記事を、エリア別にまとめたものです。各記事には掲載月を記載しています。

本書内の参考URLなどは、当所HPの「知財トピックス」にご訪問くだされば、簡単にご覧頂けます。

<https://www.saegusa-pat.co.jp>



■ 新着情報

2023年08月01日 [火] **NEW**  
World Intellectual Property Review (WIPIR)の2023年版リーダーディレクトリ「グローバルIPリーダー」に当弁理士が選出されました。

■ 講演情報

2023年10月23日 **NEW**  
当弁理士が日本知的財産協会主催の「外資商標法」(WS1-P1コース)の講師を務めます。

■ 知財トピックス

【中国】中国での権利化実務紹介  
【米国】PTAB、口頭審理ガイドを更新 **NEW**

本書は、一般的な情報を提供するものであり、法律的なアドバイスではないことをご了承ください。

また、本知財トピックスに掲載されたすべての内容に関する権利は当所に帰属するものです。本知財トピックスの掲載内容全部について、無断使用・複製はご遠慮ください。

尚、文中のURLをクリックしてもリンク先にうまくとばない場合は、URLをコピーしてお使いください。

## 目次

日本 P3-33

北米 P34-64

欧州 P65-79

WIPO P80-86

アジア P87-118

中南米 P119-126

中東・アフリカ・豪州・その他 P127-130

# 日本

2024年1月掲載

## 【日本】JPO、令和6年能登半島地震により影響を受けた方への手続期間の救済公表

「令和6年能登半島地震」が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことを受け、日本国特許庁（JPO）は、手続期間の救済を公表しました。申請の結果、「令和6年能登半島地震」によって被害を受けた結果手続ができないと認められた場合は、期間の満了日が令和6年6月30日まで延長されます。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/20240112\\_encho.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/20240112_encho.html)

### 1. 対象となる手続き

救済措置の対象となる手続きにつきましては、JPOの以下URL「特定非常災害特別措置法第3条第3項に基づき期間の満了日を延長する手続について」をご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/20240112\\_encho\\_tetsuduki.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/20240112_encho_tetsuduki.html)

なお、条約等に定めのある手続（例：パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願）及び第三者の利益を過度に損なうおそれがある手続については、延長が認められない場合があります。

### 2. 法定期間徒過の救済

手続すべき期間が法律又は政省令で定められている手続について、所定期間内に手続ができなかった場合（法定期間徒過後に救済を受けようとする場合）は、救済手続期間内に限り手続をすることができることに  
ご留意ください。

例えば、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出の場合は、手続が可能となってから14日以内に、手続に係る書面に【その他】欄を設けて手続ができなかった理由を記載して提出します。申出の理由が認められる場合、有効な手続として取り扱われます。

また、出願審査の請求については、手続が可能となってから2月以内に、手続と共に回復理由書を提出します。申出の理由が認められる場合、有効な手続として取り扱われます。

このように、必要な手続及び救済が認められる期間は、手続ごとに異なります。

例えば、手続補正書の提出期間は法定期間ですが、後述の法定期間徒過後の救済対象ではありません。このため、指定期間徒過後に救済の申出を行って補正を行うことは原則として認められませんので、ご注意ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLの「（2）法定期間について」をご参照いただくか弊所にご相談ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/saigai-tetsuduki-20240104.html>

### 3. 相談窓口の開設

JPOは専用窓口を開設し、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願又は審判の手続について、出願人や代理人等からの相談に対応しています。詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/2024\\_noto/soudan-madoguchi.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/2024_noto/soudan-madoguchi.html)

尚、WIPOをはじめとする、各国・地域の知財庁の救済措置につきましては、以下のURLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/notohantojishin\\_sochi/index.htm](https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/notohantojishin_sochi/index.htm)

## 日本

2024年2月掲載

### 【日本】特許出願の非公開制度について-2024年5月1日施行予定

日本政府は、かねてより、海外で軍事転用される可能性のある技術等について、国の安全保障の観点から必要と認められた場合は、その特許出願の非公開化を可能とする法的整備を進めてきました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年9月掲載分及び2023年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11935/>

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13641/>

経済安全保障推進法（正式名称：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」）が、2022年5月18日に公布されました。経済安全保障推進法の詳細につきましては、内閣府の以下URLをご参照ください。

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/index.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html)

さらに、経済安全保障推進法に基づく「特許出願の非公開制度」について、同法の一部の施行期日を定める政令（2023年12月15日公布）により、2024年5月1日に施行されることが決定しました。

また、「特許出願の非公開制度」についての詳細を規定する「内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令」が2023年12月18日に公布されました。

詳細につきましては、特許庁の以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/sangyozaisan/20231218.html>

「特許出願の非公開制度」は、「特定技術分野」に該当する特許出願を非公開とする制度であり、上記特許出願に関しては、PCT出願も含めて外国出願の禁止の対象となります。またそれに違反すると罰則が科せられることもあり、特に注意が必要です。

「特許出願の非公開に関する制度」の詳細につきましては、内閣府の以下URLをご参照ください。

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

また、特定技術分野及び付加要件の概要につきましては、内閣府の以下URLをご参照ください。

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei\\_gijutsu\\_bunya.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf)

特許出願非公開制度のフロー及びその他の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

## 日本

2024年2月掲載

### 【日本】JPO、スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）の試行開始

日本国特許庁（JPO）は、令和6年度から「スタートアップに対するプッシュ型支援」（PASS：Push-type Assistance Service for Startups）を本格実施予定です。PASSの本格実施に先立ちまして、令和6年1月からその試行が開始されました。

#### 1. スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）

「スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）」とは、JPOがスタートアップを知的財産の面から積極的にサポートする施策です。具体的には、例えば、JPO側から、対象の出願人又は代理人に対して、「スタートアップ対応面接活用早期審査」の活用を呼び掛け、審査スピード及び内容面での支援等を行います。手順といたしましては、まず、中小スタートアップ企業（法人）を対象とした特許出願に係る出願審査請求料の減免を受けた出願人（特許法施行令第10条第5号口の申請者）及びその代理人のうち、インターネット出願ソフトにE-mailアドレスが登録されている人を対象に、JPOから電子メールで案内が送付されます。そして、出願人等が「スタートアップ対応面接活用早期審査」を希望する場合には、例えば、電子メールに記載されたJPO担当者とその旨の返信又は電話連絡をすることで、早期審査に関する事情説明書を提出せずとも、簡易的に早期審査の適用を受けることができます。

#### 2. 「スタートアップ対応面接活用早期審査」

「スタートアップ対応面接活用早期審査」とは、実施関連出願について、特許審査の一次審査結果通知前に、特許審査官と面接を行うことにより、戦略的な特許権の取得、及び早期の特許権取得を可能とするプログラムです。

さらに、何よりも早く権利を取得したいという場合には、スーパー早期審査の利用をお勧めします。令和4年の実績では、スーパー早期審査利用の場合、一次審査までの平均期間は約0.9か月、最終処分までの平均期間は約2.7か月でした。尚、手数料は無料です。

##### 1) 対象

「スタートアップによる出願」であって、「実施関連出願」が対象です。

ここで、「スタートアップによる出願」とは、出願人の全部又は一部が次の①～③までのいずれかに該当する必要があります。

- ① その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人（注1）
- ③ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人（注1）

注1：他の大企業に支配されていないこととは以下のa. 及びb. に該当していることを指します。

- a. 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
- b. 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

対象等の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

その他のスタートアップ支援プログラムにつきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html>

## 日本

2024年3月掲載

### 【日本】特許情報プラットフォームの機能が更に改善されました。

日本国特許庁（JPO）は、かねてより特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善に取り組んでおり、2023年10月12日に一部の機能が改善されました。

詳細につきましては弊社知財トピックス2023年11月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14279/>

今般、更にその機能が改善されました。

#### 改善された機能

特許出願や特許権の法的状態（権利の存続／消滅等）を、J-PlatPatで表示、検索及びCSV出力する機能が加わりました。

##### ① リーガルステータス絞り込み検索機能

検索オプションにて「ステータス検索」「ステージ検索」を指定すると、得られた検索結果に対して指定した条件による更なる絞り込み検索をすることができます。

##### ② リーガルステータス表示機能

検索結果一覧、文献表示、経過情報照会等のJ-PlatPat各種画面においてリーガルステータス情報が表示されます。

2023年9月にリリースされたバージョンでは、そのリリース日以降に情報更新があった特許出願と特許権のみ対象となっていました。今回のリリースで出願日が1998年1月1日以降のすべての情報が表示対象になりました。

##### ③ CSV出力機能

検索結果一覧のCSVファイル出力項目に「ステージ」「イベント」の情報が出力されます。

2023年9月にリリースされたバージョンでは、そのリリース日以降に情報更新があった特許出願と特許権のみ対象となっていました。今回のリリースで出願日が1998年1月1日以降のすべての情報が表示対象になりました。

詳細につきましてはINPIY知財総合支援窓口の以下URLをご参照ください。

[https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kochi/news/cat/j-platpat\\_2.html](https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kochi/news/cat/j-platpat_2.html)

# 日本

2024年3月掲載

## 【日本】特許法施行規則等の一部を改正する省令公布-2024年4月1日施行

特許法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年2月29日経済産業省令第10号）が公布されました。主な事項は以下の通りです。

### 1. 発送手続のデジタル化のための改正

日本国特許庁（JPO）は、2021年に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を公表しました。この計画に基づき、利用者からデジタル化の要望が高く、件数の多い書類（以下7種類）について、希望される場合は、オンライン発送が可能となります。尚、オンライン発送を希望された場合、すべての書類がオンライン発送となり、一部のみを選択することはできません。

- ① 特許（登録）証 [四法]
- ② 年金領収書 [四法]
- ③ 自動納付関係通知
- ④ 商標更新申請登録通知書
- ⑤ 移転登録済通知書 [四法]
- ⑥ 識別番号通知書
- ⑦ 包括委任状番号通知

### 2. 移転登録済通知に関する改正

特許権等の移転登録申請を行う際、権利の移転を受ける者（以下「登録権利者」といいます。）と権利の移転をする者（以下「登録義務者」といいます。）が共同で申請することが原則ですが、一定の要件を満たす場合には、登録権利者が単独で申請することができます。これまで、登録権利者単独で申請があった場合は、登録義務者等に対して、移転登録済みの通知が送付されてきました。しかし、特許登録令施行規則等の一部改正により、譲渡証書等に実印の押印等が必要になったことから、登録義務者等に無断での移転登録申請の可能性が極めて低くなりました。そこで、登録権利者が単独で申請する場合の登録済みの通知が廃止されることとなりました。

### 3. 営業秘密に係る閲覧制限の申出に関する改正

特許法第186条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により、営業秘密が記載された書類について、秘密を保持する必要があると特許庁長官が認めるときは、JPOが作成した、営業秘密記載箇所を除いた書類が閲覧等に供されています。しかし、営業秘密記載箇所を最も正確に把握しているのは、営業秘密が記載された旨の申出をした当事者ですので、今後はその当事者が、営業秘密記載箇所を除いた書類を作成することとなります。

詳細につきましては、特許庁の以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou\\_20240229.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou_20240229.html)



## 日本

2024年4月掲載

### 【日本】JPO、「AIアドバイザー」新設-2024年4月1日より

日本国特許庁（JPO）は、AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携する「AI審査支援チーム」を2021年1月に発足させました。そして、2023年10月には、「AI審査支援チーム」を増員して体制強化を図りました。

「AI審査支援チーム」は、AI担当官と管理職員等から構成され、AI担当官は、AI関連発明に関する審査の「ハブ」として、各審査部門の知見を集約し、AI審査支援チーム外の特許審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っています。

詳細につきましては弊所知財トピックス2023年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14168/>

JPOは、技術の進展がめざましいAI関連発明の審査を更にサポートすべく、2024年4月1日付けで、「AIアドバイザー」を新設しました。「AIアドバイザー」は、AI関連技術の専門的知見に基づくサポート（技術的な研修及び質問対応等）を行う外部有識者です。

これにより、JPOは、AI関連技術に関して継続的な知見向上を図るとともに、AI関連発明を適切に審査するとしています。

詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240328001/20240328001.html>

## 日本

2024年4月掲載

### 【日本】原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用変更-審査再開申請が可能に

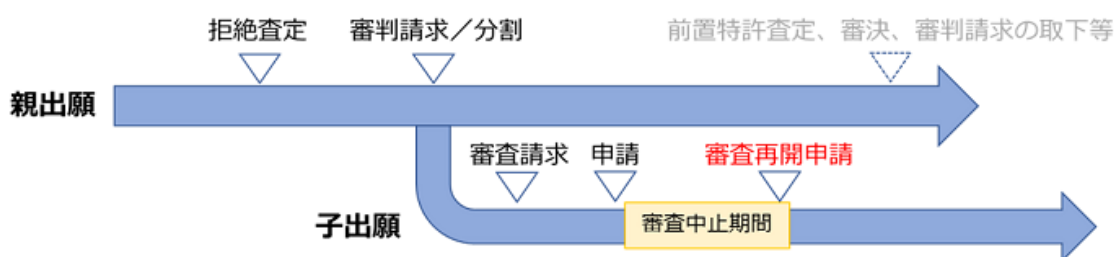
日本国特許庁（JPO）は、2023年4月1日より、出願人又は代理人から申請がされた分割出願について、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始しています（特許法第54条第1項を適用）。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13230/>

#### 1. 審査再開

2024年4月1日より、審査中止の終了前に、出願人側の申請に基づき分割出願の審査を再開する運用が追加されました。



図出典：JPO

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan\\_chushi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html)

#### 2. 必要な手続

分割出願の審査の再開を希望する場合、出願人又は代理人は、以下の（1）及び（2）の両方の手続を、審査中止期間の終了前に行う必要があります。尚、審査の再開を申請した後、再度の審査中止の申請を行うことはできません。

- （1）審査が中止されている分割出願について、審査の再開を希望する旨の上申書\*を提出
- （2）審査が中止されている分割出願について、審査の再開を希望する旨を専用のフォーム\*\*より送信

\* 上申書には、原出願の拒絶査定不服審判の帰趨によらず、分割出願の権利化を図るに至った理由、及び、審査の再開を希望する旨を記載します。

\*\* 審査再開申請の専用フォームは以下のURLから入手可能です。

[https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo20/bunkatsu\\_saikai](https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo20/bunkatsu_saikai)

その他の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan\\_chushi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html)

## 日本

2024年5月掲載

### 【日本】特許庁、「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果を公表

日本国特許庁（JPO）は、2024年4月22日、「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」について、その結果を公表しました。

AIを利活用した創作については、従前から特許法上の保護の在り方について検討がされてきました。また、近年は生成AIが急速に進歩しており、創作過程におけるAIの利活用が拡大することが見込まれ、それによって生まれた発明を含む特許出願が増えることが予想されます。

委託調査研究として実施された本調査研究では、AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関して、公開情報調査、国内外へのアンケート、ヒアリングが実施され、これらの結果を踏まえた有識者委員会における議論が取りまとめられています。

#### 結果概要

有識者委員会での議論の結果、現時点において、発明の創作過程におけるAIの利活用の影響によって特許法上の保護の在り方を直ちに変更すべき特段の事情は発見されませんでした。

一方で、AI関連技術は今後更に急速に発展する可能性があるため、引き続き技術の進展を注視しつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方を検討することが必要と考えられます。

本調査研究の結果を踏まえ、JPOは、AI技術の急速な発展を注視しつつ、AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関してさらに検討を進めるとしています。

詳細につきましては、JPO及び経済産業省の以下URLをご参照ください。

JPO

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_protection\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html)

経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240422002/20240422002.html>

## 日本

2024年5月掲載

### 【日本】「特許庁ステータスレポート2024」が公表されました

特許庁ステータスレポートは、特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信する、年次報告書の速報版として作成されています。

特許庁ステータスレポート2024から、以下の項目について簡単に説明します。

#### 1. 特許出願件数

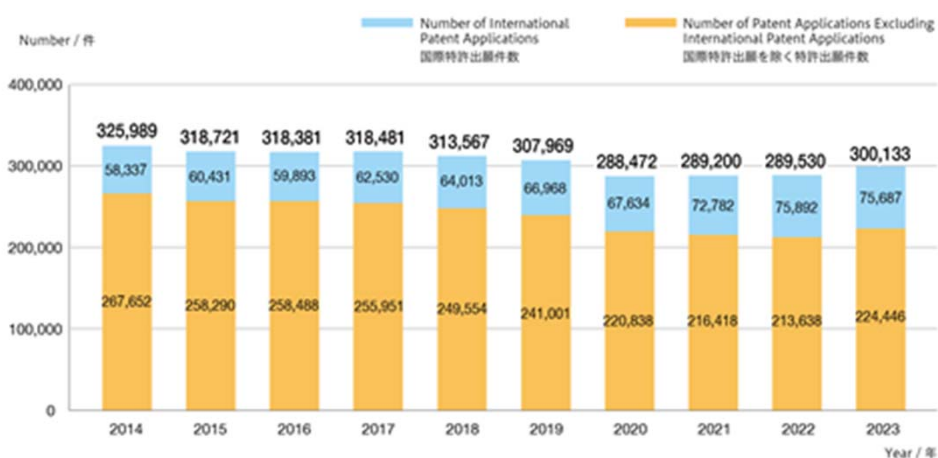
2023年の、特許庁への特許出願件数<sup>\*1</sup>は300,133件で、2022年の289,530件から10,603件増となりました。このうち、国際特許出願件数<sup>\*2</sup>は75,687件で、過去最高であった2022年の75,892件を僅か205件下回りました。国際特許出願を除く、特許出願の件数は近年減少傾向にありましたが、2023年は増加に転じ、感染症拡大前の件数に戻りつつあります。

日本の特許庁を受理官庁としたPCT国際出願の件数は、過去最高を記録した2019年の51,652件から漸減傾向にあり、2023年は47,372件でした。

<sup>\*1</sup>特許出願件数は、特許権の存続期間の延長登録の出願を含みます。

<sup>\*2</sup>国際特許出願とは、特許協力条約に基づく国際出願であって指定国に日本国を含み、かつ日本国特許庁に国内書面が提出された特許出願です。件数は、国内書面の提出の日を基準にカウントします。

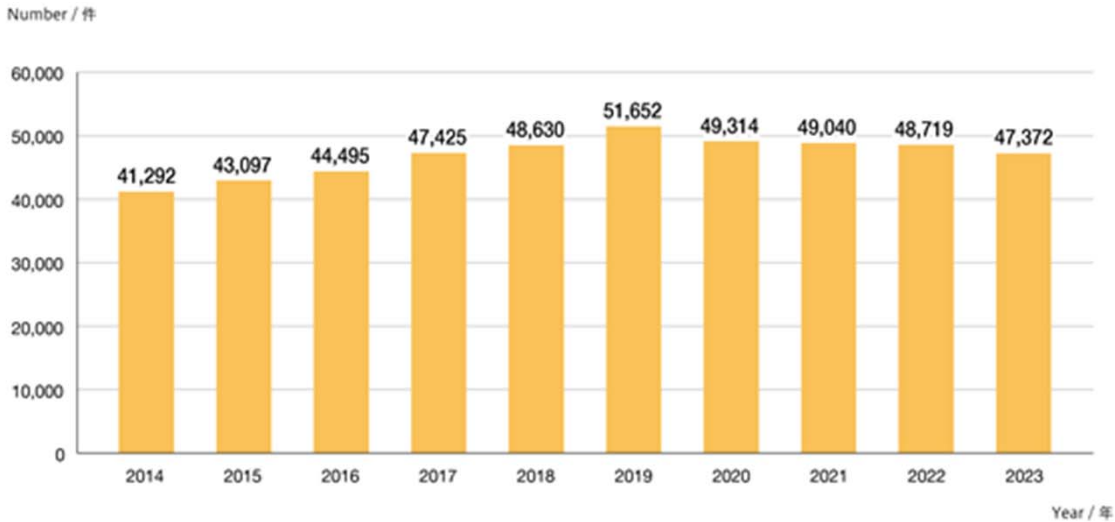
#### 特許出願件数



出典：特許庁ステータスレポート12頁、図1-1-1

# 日本

## 国際出願件数



出典：特許庁ステータスレポート;18頁、図1-1-11

## 2. 一次審査通知 (First Action) までの期間 (FA期間) と権利化までの期間

2023年度のFA期間\*3は平均10.0か月と、2022年の10.1か月より若干早くなりましたが、2019年の9.5か月よりは依然遅い結果となりました。権利化までの期間\*4は2022年の15.2か月から14.7か月に短縮され、感染症拡前の基準（2019年の14.3か月）に戻りつつあります。



出典：特許庁ステータスレポート;49頁、図2-1-1

## 日本

\*<sup>3</sup>FA期間は、審査請求から審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間です。

\*<sup>4</sup>権利化までの期間は、審査請求から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間です。

### 3. 品質管理に関する取組

特許庁では、審査官による処分等の判断及びその結果として作成される起案書について、出願人・代理人への発送前にサンプル抽出し、品質管理官がその適否を監査しています。そのうえ、様々なユーザーニーズを把握するため、企業との意見交換会、個別案件に関する意見受付、ユーザー評価調査が実施されています。このため、2019年から2023年の特許審査の質について、ユーザー評価調査結果は以下の図の通り、概ね良好な評価が得られています。

国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）



出典：特許庁ステータスレポート;49頁、図2-1-1

特許庁ステータスレポート2024の日本語・英語併記版及び英語版はそれぞれ下記のURLからご覧いただけます。

日本語・英語併記版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2024/index.html>

英語版

<https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/statusreport/2024/index.html>

## 日本

2024年6月掲載

### 【日本】特許庁、途上国の中小企業・スタートアップ支援公表

2024年2月21日、日本国特許庁（JPO）の濱野長官と、世界知的所有権機関（WIPO）のタン事務局長が、「中小企業・スタートアップ・起業家への支援分野における協力声明」に署名しました。この声明では、日本政府からWIPOに対して支出された任意拠出金である「ジャパンファンド」を通じて、JPOとWIPOの連携の下、途上国の中小企業・スタートアップ・起業家への支援を強化することを目的としています。

JPOは、中小・スタートアップ企業を対象とした、様々な支援プログラムの経験を有しており、そのノウハウを活用して、アジア、アフリカ、中東など途上国の中小企業等の知財活動の促進を支援します。

WIPOが加盟国との協力声明を公表し、任意拠出金を利用して、世界規模の中小企業・スタートアップ支援を行うのは、今回が初めてです。

この声明でJPOとWIPOは、国際連合（UN）が定めた「中小企業の日」である6月27日にちなんで、2年後の「中小企業の日」（2026年6月27日）までに、627者の中小企業・スタートアップ・起業家を支援することを当面の目標とし、最終的には合計1,000者への支援を目指すとしています。

支援事業を通じて、途上国でのイノベーション促進や知財制度の整備が進み、日本企業にとって、途上国でのビジネス展開が促進されることが期待されます。

詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240221004/20240221004.html>

# 日本

2024年6月掲載

## 【日本】令和6年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）について

### 1. 中小企業等外国出願支援事業

日本国特許庁（JPO）では、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成しています。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo/index.html>

一般社団法人発明協会の以下URLもご参照ください。

<https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo/index.html>

### 2. 中小企業等海外侵害対策支援事業

また、JPOは、海外で取得した特許権・商標権等の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロを通じて、侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請等を実施し、その費用の一部を助成しています。

支援の対象や要件等、詳細につきましてはJPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_kaigaishingai.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html)

JETROの以下URLもご参照ください。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)



## 日本

2024年6月掲載

### 【日本】令和6年4月1日付及び同年5月1日付「方式審査便覧」の改訂について

今般、以下（①～③）の改正等に対応することを目的とし、「方式審査便覧」が改訂されました。

- ①不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部施行及び関係政令、関係省令の施行（令和6年4月1日施行）に伴う出願審査請求手数料の減免制度の見直し、
- ②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び関係府省令の施行（令和6年5月1日施行）に伴う特許出願の非公開制度導入、及び
- ③特許法施行規則等の一部を改正する省令の施行（令和6年4月1日施行）による営業秘密に係る閲覧制限の申出に関する改正。

	主な改訂理由	項目
1	出願審査請求手数料の減免制度の見直し	07.50、07.52、07.53、07.54、15.20
2	特許出願の非公開制度導入	04.09、15.20、58.20
3	営業秘密に係る閲覧制限の申出に関する改正	書式第30、第30の2
4	明確化及び誤記の修正等	01.50、02.25、04.10

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/hoshiki-shinsa-binran/kaitei/index.htm>

## 日本

2024年7月掲載

### 【日本】知的財産高等裁判所、係属中の事件において第三者からの意見募集 (2024年9月6日まで)

2024年6月24日、知財高裁はウェブサイトにて、知財高裁第1部に係属中の事件について、広く一般から意見を記載した書面の提出を求める旨の通知を公表しました。

<https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/daisanshaiken/index.html>

募集要項につきましては、知財高裁の以下URLをご参照ください。

<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2024/boshuuyoukou.pdf>

第三者意見募集制度は、2021年の特許法改正（令和3年法律第42号）によって新たに導入された証拠収集手続です。

裁判所が、特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときに、他の当事者の意見を聴いたうえで、広く一般に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について、意見を記載した書面の提出を求めることができるというものです。

制度の詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11180/>

また、知財高裁の以下URLもご参照ください。

<https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/daisansha/index.html>

## 日本

2024年8月掲載

### 【日本】知的財産高等裁判所の統計データより-令和4年の傾向

知的財産高等裁判所（知財高裁）は、ウェブサイトにて、知的財産権関係民事事件や審決取消訴訟の受件数、平均審理期間、および特許権の侵害に関する訴訟における統計等のデータを公表しています。その要点を以下にまとめました。

#### 1. 平成30～令和4年の知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間

(1) 知財高裁での統計は次の通りです。

<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/j-kousoshin.pdf>

年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
平成30年	92	85	7.7
令和元年	85	88	7.0
令和2年	69	65	9.0
令和3年	103	86	7.0
令和4年	126	122	9.2

## 日本

(2) 全国地裁第一審と全国高裁控訴審の統計は次の通りです。

<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/j-zenkokuchisai.pdf>

[https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/j\\_zenkokukousai.pdf](https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/j_zenkokukousai.pdf)

	年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
全国地裁 第一審	平成30年	495	532	12.3
	令和元年	511	549	14.9
	令和2年	494	420	14.6
	令和3年	617	524	15.2
	令和4年	557	688	15.2
全国高裁 控訴審	平成30年	126	108	7.3
	令和元年	130	138	7.0
	令和2年	84	87	8.6
	令和3年	121	103	6.9
	令和4年	165	153	8.2

2. 審決取消訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間の統計は次の通りです。

<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/j-shinketutorikeshi.pdf>

年次	新受 (件)	既済 (件)	平均審理期間 (月)
平成30年	183	218	9.3
令和元年	174	166	8.6
令和2年	152	159	9.6
令和3年	165	175	9.8
令和4年	133	148	9.3

知的財産権関係民事事件の新受・既済件数（知財高裁、全国地裁第一審、全国高裁控訴審）及び審決取消訴訟の新受・既済件数は、令和2年にコロナ渦の影響により大きく落ち込んだ後、令和3年はいずれも令和2年の件数を上回りました。令和4年は、全国地裁第一審（既存）、全国高裁控訴審（新受・既存）において、令和3年の件数を上回りましたが、全国地裁第一審（新受）、審決取消訴訟（新受・既済）において令和3年の件数を下回りました。知的財産権関係民事事件の平均審理期間は、令和3年より顕著に長くなりました。

## 日本

### 3. 特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁）

[https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/2022\\_sintoukei\\_H26-r4.pdf](https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/2022_sintoukei_H26-r4.pdf)

以下の統計は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権専門部が作成した特許権の侵害に関する訴訟の統計情報を、最高裁判所事務総局行政局が取りまとめたものであり、暫定値です。各数値は、平成26年から令和4年の数値を合算したものです。

（1）判決により終局した件数：519件

内訳	件数
棄却	330件
却下	15件
債務不存在確認認容	17件
認容	154件
債務不存在確認棄却	3件

※認容には一部認容を含む。

※債務不存在確認棄却には一部棄却を含む。

※債務不存在確認棄却は、平成29年からの数値である。平成26年から28年までの債務不存在確認棄却は、棄却に含まれる。

（2）和解により終局した件数：226件

内訳	件数
差止給付条項・金銭給付条項あり	76
差止給付条項のみあり	22
金銭給付条項のみあり	83
差止給付条項・金銭給付条項なし	45

上記（1）及び（2）の表より、平成26～令和4年に、判決又は和解により終局したケースは合計745件あり、そのうち519件（約69.7%）が判決で終局し、226件（約30.3%）が和解により終局しています。判決に至ったケースのうち、認容判決は154件（約30%）であり、和解のうち、181件（約80%）において、差止及び/又は金銭給付が認められました。つまり、侵害訴訟全体の約45%（ $= (154+181)/745$ ）において、特許権者の訴えが、何らかの形で認められました。

## 日本

### (3) 判決で認容された金額

金額	件数
1円以上100万円未満	22
100万円以上1000万円未満	18
1000万円以上5000万円未満	34
5000万円以上1億円未満	11
1億円以上	35

\*附帯請求及び訴訟費用に関する金額は含まない。

近年、判決で1億円以上の損害額が容認される件数が増加しています。（平成28年までの累計は6件、平成30年までの累計は14件、令和3年までの累計は30件でした。）

### (4) 和解において支払うことが約された金額

金額	件数
1円以上100万円未満	18
100万円以上1000万円未満	56
1000万円以上5000万円未満	38
5000万円以上1億円未満	15
1億円以上	29

\*訴訟費用及び和解費用に関する金額は含まない。

和解において支払うことが約された金額も近年増加しており、1億円以上の支払額が約された件数は、平成28年までの累計では10件、平成30年までの累計では14件、令和3年までの累計は25件でした。

## 日本

### (5) 無効の抗弁の有無・無効の抗弁に対する判断

種別	特許権の数	割合
無効の抗弁なし	186件	25%
無効の抗弁あり・判断なし	276件	37%
無効の抗弁あり・特許有効判断	143件	19%
無効の抗弁あり・特許無効判断	146件	19%

\* 判決により終局した事件について、各事件において主張された特許権の数を計上している。例えば、1件の特許権侵害訴訟事件で2つの特許権が主張された場合は2件と数えた上で、各特許権について無効の抗弁の有無と無効の抗弁に対する判断（特許有効判断又は特許無効判断）を計上している。

特許侵害訴訟の約75%において、無効の抗弁が主張され、約19%において、特許無効の判断がなされました。

# 日本

2024年9月掲載

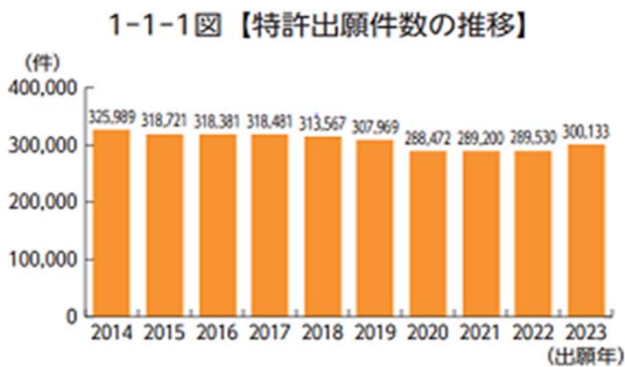
## 【日本】JPO、「特許行政年次報告書2024年版」を公表

日本国特許庁（JPO）は、知的財産をめぐる国内外の動向とJPOの取組についてまとめた、「特許行政年次報告書2024年版」を公表しました。

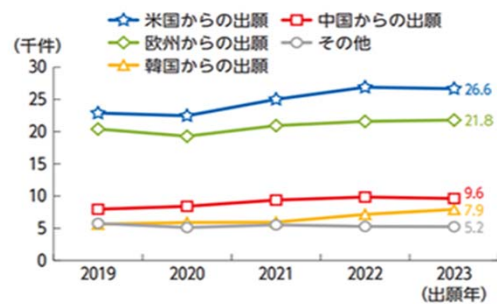
「特許行政年次報告書2024年版」の主なポイントは以下の通りです。

### 1. 特許出願件数

2023年の特許出願件数は前年に比べて増加し、外国人による日本への特許出願件数は、昨年に引き続き増加傾向にあります。



1-1-32図 【外国人による日本への特許出願件数の推移】



図出典：「特許年次報告書2024年版」 2頁 1-1-1図 及び14頁 1-1-32図

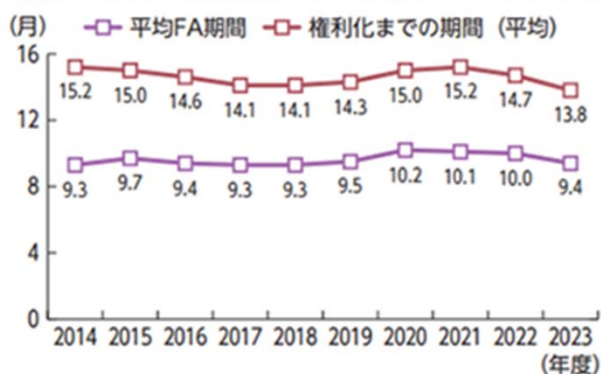


## 日本

### 2. 審査期間

特許審査の出願から一次審査通知までの期間（FA期間）及び出願から権利化までの期間は、いずれも2023年度において短縮し、2014年に設定された政府目標を達成しました。

#### 1-1-4図 【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



図出典：「特許年次報告書2024年版」 3頁 1-1-4図

この他、中小企業・地域における知的財産活動や、出願動向のグローバル化、早期審査等の施策について、わかりやすいグラフや表と共に簡潔な説明があります。

「特許行政年次報告書2024年版」全文につきましては、以下のURLをご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/index.html>

## 日本

2024年9月掲載

### 【日本】中小企業の特許出願、初の年間4万件超え

日本国特許庁（JPO）が公表した「特許行政年次報告書2024年版」によりますと、2023年の中小企業の特許出願件数は前年比約1.4%増の4万221件で、全体出願件数の17.6%を占めました。中小企業の特許出願が年間4万件を超えたのは、統計を取り始めた2009年以来、初めてのことです。



図出典：「特許年次報告書2024年版」 50頁 1-3-2図

日本の全企業の99.7%が中小企業といわれており、その活性化は、わが国経済・産業の維持発展において不可欠なものです。そこで、中小企業の技術・ノウハウ等の知的財の保護及び積極的な活用を図るべく様々な支援策がとられています。弊所知財トピックの一部を以下にご紹介させていただきます。

【日本】新たな特許料等の減免制度開始 – 2019年4月1日より減免対象が拡大され、申請手続が簡素化されます  
2019年3月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/5900/>

【日本】JPO、スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）の試行開始  
2024年2月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14639/>

【日本】令和6年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）について  
2024年6月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15208/>

中でも、2019年の特許料等の減免対象拡大及び手続の簡素化が中小企業の特許出願件数増加に大きく貢献したようです。今後も、JPOは、工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会、日本商工会議所等と協力し、中小企業やスタートアップ企業の知財活動の支援を強化することが期待されます。

## 日本

2024年9月掲載

### 【日本】JPOの「AI関連技術に関する特許審査事例」ウェブサイトご紹介

日本国特許庁（JPO）は、AI関連技術が様々な技術分野で発展していることに伴い、進歩性、記載要件及び発明該当性についての判断のポイントを分かりやすく示すことを目的として、AI関連技術に関する事例を作成及び更新し、公表しています。

「AI関連技術に関する特許審査事例」の全文は、JPOの以下URLから入手できます。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai\\_jirei/jirei.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei.pdf)

更に、JPOは、同ウェブサイトにおいて、「IoT関連技術の審査基準」、「AI関連技術の審査に関連するコンピュータソフトウェア関連発明の審査基準」、「EPOと実施した、ソフトウェア関連発明の、事例を含めた比較研究」、「AI関連発明の出願状況」等の情報を公表しています。

AI関連発明の情報がまとめて掲載されている便利なウェブサイトとして、ご紹介いたします。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/mail/u/l?p=tdbPC\\_AcPmpKuvPwY](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/mail/u/l?p=tdbPC_AcPmpKuvPwY)

## 日本

2024年11月掲載

### 【日本】日米協働調査試行プログラム終了

日本国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）は、日米の特許審査官が協働して審査を実施することにより、審査の質の向上を図ることとし、2015年8月1日から日米協働調査試行プログラムを開始しました。同プログラムは2年間の試行（第1期）の後、運用を変更し、2017年11月1日から3年間の試行（第2期）が行われました。その後も、2020年11月1日から2年間の試行（第3期）が行われ、さらに第3期は2年間延長されました。

関連情報として、以下、弊所知財トピックスをご参照ください。

【日本】 日米協働調査の申請要件緩和

2016年10月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/3062/>

【日本】 新しい運用で日米協働調査の試行を再開

2018年01月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/4644/>

【日本】 日米協働調査試行プログラムの延長及び申請手続の簡素化

2023年02月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/12502/>

今般、JPOは、2024年10月31日の試行期間満了に伴い、同プログラムを終了する旨、公表しました。すでに申請された出願については日米協働調査への参加の可否判断及び調査が進められます。

詳細につきましてはJPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

## 日本

2024年11月掲載

### 【日本】JPO、特許出願非公開制度の解説漫画を作成

2024年5月1日より、経済安全保障推進法に基づいて、特許出願非公開制度が開始されました。日本国特許庁（JPO）は、特許の専門家でない者でもこの制度がわかるように、ポイントを解説する漫画を作成しました。詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic\\_hikokai.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html)

### 【日本】2024年度版「AI関連発明の出願状況調査」が更新されました

日本国特許庁（JPO）は、国内外におけるAI関連の出願の現況を明らかにするための調査を実施し、2019年7月に調査結果を報告しました。今般、2021年までの出願データをもとに調査結果が更新されました。

#### 報告書の要点

- ・ AIコア発明（FI: G06N）に加え、AIを各技術分野に適用したAI適用発明を「AI関連発明」と定義
- ・ AI関連発明のうちFIとしてG06N（AIコア技術）が付与されている特許出願の2022年の出願件数は約3,000件であり、伸びはやや鈍化したか、依然として増加傾向
- ・ 近年では深層学習の中でもとりわけChatGPT等の「生成AI」が学术界の様々なタスクにおける評価対象になっており、今後のAI関連発明への影響も予想される

調査報告の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_chosa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html)

## 日本

2024年12月掲載

### 【日本】工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令公布

2024年11月29日、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年11月29日経済産業省令第81号）が公布されました。

#### 主な内容

##### （1）書面手続のデジタル化に伴う物件の提出方法の規定整備

物件によっては、電子特殊申請による提出ができないものがあるため、こうした物件については、電子特殊申請による手続とは別途、書面等による提出を許容するための規定が整備されました。

（施行日：2025年1月1日）

##### （2）国際商標登録出願等に係る審判等についてする処分等及び審判等に係る電子特殊申請による手続についてする却下処分の特定処分等への指定

国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判等についてする処分等並びに審判等に係る電子特殊申請による手続についてする却下処分については、審判システムの刷新によって電子情報処理組織を使用して行うことが可能となるため、電子情報処理組織を使用して行う処分等である「特定処分等」として指定されました。

（施行日：2025年1月1日）

審判手続における電子特殊申請についての詳細は、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shinpan\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html)

##### （3）特許（登録）証の再交付請求に関する見直し

書面手続のデジタル化の推進により、特許（登録）証は受領者の選択によりオンラインで受領することが可能となりました。オンラインで受領した特許（登録）証は受領者の判断で制限なく紙で印刷できることから、再交付請求にあたっての要件（「特許（登録）証をよごし、損じ、または失ったとき」）等が撤廃されました。

（施行日：2025年1月1日）

## 日本

### **(4) 特定手続に伴う意思確認の廃止**

電子情報処理組織による特定手続において、複数の手続者による手続において求められる、手続をするための入力作業をした者以外の意思表示の確認手続が廃止されました。

(施行日：2025年1月1日)

### **(5) 包括委任状の援用制限の廃止及び変更出願等におけるもとの出願の願書に添付した図面等の援用廃止**

包括委任状の援用制限や変更出願等における特許庁へ提出済みの図面の再利用等につきましては、利用頻度が低いため、これらの制度は廃止されます。

(施行日：2026年4月1日)

### **(6) 国際出願におけるファクシミリ装置による書類提出方法の廃止**

現在では、国際出願の99%以上（2023年実績）がオンラインで提出されていることから、国際出願におけるファクシミリ装置による書類提出方法は廃止されます。

(施行日：2026年4月1日)

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/sangyozaisan/kogyousyoyuken\\_kaisei\\_r6\\_1129\\_81.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/sangyozaisan/kogyousyoyuken_kaisei_r6_1129_81.html)

# 日本

2024年12月掲載

## 【日本】JPO、「特許庁デジタル戦略202X」を公表

日本国特許庁（JPO）は、1990年に世界に先駆けて電子出願システムを構築するなど、40年以上にわたってIT面の強化に注力しています。

近年、デジタル活用面での競争は国内外で激化し、デジタルがもたらすサービス水準も飛躍的に高まっています。そして、JPOが、知財エコシステムの協創によるイノベーションの促進において、世界をリードしていくためには、クラウドやAI等の急速な技術進展等の変化に機動的かつ柔軟に対応し、より高度でスマートなデジタル環境を実現することが必須です。

そこで、JPOは、デジタルの活用で世界の知財をリードすることを目指し、「特許庁デジタル戦略202X」を策定しました。

### 主な目次（一部抜粋）

高度でスマートなデジタル環境：4つの目標

- ・いつでも どこからでも
- ・ワンストップで シンプルに
- ・スマートな 洗練されたUIで
- ・知的に 創造的に

JPOモダナイゼーション：5つのキーコンセプト

コストを意識して システムをモダン化します  
機動力と柔軟性を持って システムを企画・開発します  
競争性と透明性を高め システム開発を手の内化します  
ゼロベースで 業務・システムを見直します  
特許庁の組織と文化も 変革します

「特許庁デジタル戦略202X」の全文はJPOの以下URLから入手できます。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/document/jpo\\_digital\\_202x/jpo\\_digital\\_202x.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/document/jpo_digital_202x/jpo_digital_202x.pdf)



## 日本

2024年12月掲載

### 【日本】JPO、海外ユーザー向けに日本の意匠制度を紹介したガイドブック公表

日本国特許庁（JPO）は、海外ユーザー向けに日本の意匠制度を紹介した英語のガイドブック（Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan）を発行しています。このガイドブックは、日本の意匠制度にあまり詳しくない海外ユーザーに向けて作成されたものです。特に、日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、日本の意匠出願手続において海外ユーザーが間違いやすいポイントについて、実際の登録事例や仮想事例を交えながら簡潔に解説しています。

今般、英語版に加えて、日本語版・中国語版が作成されました。  
海外向けに日本の意匠制度を紹介する際に、便利な1冊となりそうです。

#### 英語版

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design\\_right\\_injapan.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design_right_injapan.pdf)

#### 日本語版

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design\\_right\\_injapan.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design_right_injapan.pdf)

#### 中国語版

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design\\_right\\_injapan\\_ch.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/design_right_injapan_ch.pdf)

また、JPOの令和元年意匠法改正特設サイトにおいて、改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました。

令和元年意匠法改正特設サイトには以下URLからアクセスできます。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou\\_kaisei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html)

改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向につきましては以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyou\\_kaisei\\_2019/shutsugan-jokyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyou_kaisei_2019/shutsugan-jokyo.pdf)

尚、2024年12月2日時点の新たな保護対象に係る出願件数は以下の通りです。

画像：6,454件

建築物：1,801件

内装：1,194件

## 日本

2024年12月掲載

### 【日本】知財経営支援ネットワーク強化 新たに中小企業庁が参加

2023年3月、日本国特許庁（JPO）、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）及び日本弁理士会は、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築しました。

今般、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が新たに加わり、ネットワークが拡充されました。拡充された「知財経営支援ネットワーク」により、近年問題視されている、事業者間の知的財産に係る不適切な取引に対する支援体制の強化が見込まれます。また、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的な支援が期待されます。

詳細につきましては経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241204001/20241204001.html>

## 北米

2024年1月掲載

### 【カナダ】特許期間調整（PTA）導入法案可決

現行のカナダ特許法では、特許権の存続期間は原則として出願日から20年と定められています。但し、医薬品等に関する特許については、補充保護証明（Certificates of Supplementary Protection: CSP）を取得することで最大5年間、存続期間を延長することができます。

しかし、CSPの対象とならない特許については、存続期間を延長するシステムがなく、カナダ特許庁（CIPO）の審査に遅延があった場合、特許権者は特許権行使可能期間が短くなるという不利益を被ることになります。

これまでCIPOは、審査期間の短縮に努めてきましたが、出願審査請求から特許発行までに要した時間は2022-23年度において平均32.3ヶ月でした。

そこで、2023年6月22日、CIPOの審査遅延により浸食された特許期間を補償すべく、特許期間調整（PTA）を導入する法案が可決され、遅くとも2025年1月1日までに施行される予定です。

PTAの詳細な規定はまだ公表されていませんが、PTAは2020年12月1日以降に出願されたカナダ特許出願に適用され、出願日から5年又は出願審査請求日から3年のいずれか遅い日より遅れて特許が付与された場合に遅延期間が延長可能となる予定です。但し、出願人に起因する審査遅延期間がある場合はその日数が延長可能期間から控除されます。

尚、PTAは、自動的に付与されるものではなく、特許権者は、特許発行から3ヶ月以内にPTAを申請し、手数料を支払わなければならないことに注意が必要です。

（編集者注：施行日は2025年1月1日です。詳細につきましては弊所知財トピックス2024年12月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16615/>

をご参照ください。）

## 北米

2024年1月掲載

### 【米国】USPTO、半導体技術パイロット・プログラム開始

米国特許商標庁（USPTO）は、2023年12月1日より、半導体デバイスの製造方法または製造装置に関する特許出願を迅速に審査する、半導体技術パイロット・プログラムを開始しました。

USPTOのKathi Vidal長官によりますと、このプログラムの目標は、半導体チップの海外供給への依存を減らしながら、より最先端の技術をより早く消費者の手に届けることにあります。

- ・対象：半導体デバイスの製造方法または製造装置のクレームを1つ以上含む特許出願（継続出願、分割出願および国際特許出願の国内移行出願を含む）
- ・その他要件：パテントセンターによる電子出願であり、出願時または国内移行時に明細書、特許請求の範囲および要約書をDOCX形式で提出すること
- ・申請期限：出願日または国内移行日から30日以内
- ・プログラム終期：2024年12月2日または、申請件数が1,000件に達するまでの何れか早い方
- ・申請手数料：無料

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照下さい。

2023年11月30日付けプレスリリース

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/37d8c11>

2023年12月1日付け官報

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/12/01/2023-26340/semiconductor-technology-pilot-program>

## 北米

2024年2月掲載

### 【米国】USPTO、最高裁判決を踏まえた、実施可能要件ガイドラインを公表

2024年1月10日、米国特許商標庁（USPTO）は、Amgen Inc. et al. v. Sanofi et al.事件の最高裁判決（以下、Amgen v. Sanofi判決とします。）を踏まえた、実施可能要件（米国特許法第112条(a)項）のガイドラインを公表しました。

Amgen v. Sanofi判決において、最高裁は、「実施可能要件を満たすためには、明細書に、いくつかの好ましい実施形態を記載するのみでは十分でなく、当業者がクレームされた発明の全範囲を実施できるものでなければならない。また、より広い権利範囲を求めるほど、より多くの開示が求められる。しかし、Amgen社の明細書は、合理的な程度の実験を考慮しても、当業者がクレームされた抗体の全範囲を実施できるものではない。」と判示しました。

Amgen v. Sanofi判決の詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13727/>

Amgen v. Sanofi判決は、バイオテクノロジー分野に関するものですが、今回公表されたガイドラインでは、技術分野に関係なく、USPTOの審査官・審判官は、「実施可能要件」について、Amgen v. Sanofi判決の法理論に基づき判断することで、一貫性を保つとされています。

但し、クレームされた発明の全範囲を実施するために、合理的な程度の実験を考慮したうえで、十分な実施例等が開示されているか否か判断する際に、従来通り、Wands要因（1988年In re Wands事件判決）が用いられることに変更はないとされています。

公表されたガイドラインの詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

2024年1月9日付けプレスリリース

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/383cd12>

2024年1月10日付け官報

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/01/10/2024-00259/guidelines-for-assessing-enablement-in-utility-applications-and-patents-in-view-of-the-supreme-court>

## 北米

2024年2月掲載

### 【米国】訂正証明書の電子発行開始-2024年1月30日より

アメリカ特許商標庁（USPTO）は、2024年1月30日より、訂正証明書（Certificate of Correction）の電子発行を開始しました。電子発行された訂正証明書（eCofC）は、パテントセンターを通じて、発行後すぐに閲覧および印刷が可能です。

これまで、訂正証明書は紙媒体で発行され、登録された住所に郵送されていましたが、今後は、紙媒体での発行は廃止され、電子発行のみ可能となりました。

USPTOは、2023年4月18日より、コスト削減やプロセスの合理化に向け、電子特許証（eGrant）の発行を開始しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13397/>

USPTOによりますと、これまで20万件以上のeGrantが発行されています。そして、eCofCは、プロセス合理化をさらに推進するものです。

尚、eCofCは、訂正の対象となる特許証がeGrantか否に関わらず、すべての特許証に適用されます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/patents/apply/patent-center/egrants>

## 北米

2024年2月掲載

### 【米国】2023年の特許取得件数-上位50社発表

米国の特許専門調査会社であるIFI CLAIMSパテントサービスが、2023年の米国特許取得件数上位50社を発表しました。

2022年のランキングでトップに躍り出た、韓国のサムスン電子は2023年の特許取得件数でもトップの地位を守りました。一方、2022年に2位に後退したIBMは、更に順位を下げ4位となりました。そして、サンディエゴを拠点とするワイヤレス技術企業であるクアルコムが、前年から順位を5つあげ、2位となりました。

#### 1. 企業別ランキング 1位～10位までは以下の通りです。

順位	会社名 (国名)	2023年 件数	2022年 件数	前年比 (%)	前年 順位
1	サムスン電子 (韓国)	6,165	6,248	-1.3	1
2	クアルコム (米国)	3,854	2,625	+46.8	7
3	TSMC (台湾)	3,687	3,024	+21.9	3
4	IBM (米国)	3,658	4,398	-16.8	2
5	キャノン (日本)	2,890	2,694	+7.3	5
6	サムスンディスプレイ (韓国)	2,564	2,106	+21.8	12
7	アップル (米国)	2,536	2,285	+11.0	9
8	LG 電子 (韓国)	2,296	2,641	-13.1	6
9	マイクロン・テクノロジー (米国)	2,233	1,920	+16.3	13
10	インテル (米国)	2,145	2,418	-11.3	8

ランキングの詳細はこちらのURLからご覧いただけます。

<https://www.ificlaims.com/rankings-top-50-2023.htm>

## 北米

### 2. 国別ランキング 1位～10位までは以下の通りです。

順位	国名	2023年 件数	2022年 件数	前年比 (%)
1	米国	149,522	142,703	+4.8
2	日本	39,228	46,504	-15.6
3	韓国	22,319	22,359	-0.2
4	中国	21,482	24,538	-12.5
5	ドイツ	12,517	14,746	-15.1
6	台湾	11,208	10,793	+3.8
7	フランス	4,827	5,541	-12.9
8	英国	4,566	4,837	-5.6
9	スイス	4,546	4,601	-1.2
10	カナダ	4,500	4,286	+5.0

国別では、昨年、中国に抜かれて4位となった韓国が、前年比0.2%減の22,319件で再び3位に浮上しました。一方の中国は、前年比12.5%減と大きく落ち込みました。日本は2位を保持していますが、前年比15.6%減と、件数は大きく落ち込んでいます。

地域別にみても、北米が155,034件（全体の約49.7%）、アジアは102,239件（同約32.8%）、欧州は42,469件（同約13.6%）となりました。

詳細につきましては、以下URLをご参照ください。

<https://www.ificlaims.com/rankings-trends-2023.htm>



## 北米

2024年3月掲載

### 【米国】米国特許商標庁（USPTO）が2023年度の年次報告書を公表

USPTOの年次報告書には、各種のデータが記載されていますが、特許に関しましては、次のデータ等が記載されています。

#### 1. 特許出願件数、ファースト・オフィスアクション（FA）までの期間及び最終処分までの期間

- (1) 2023年度の特許出願（デザイン特許出願、再発行出願、植物特許出願を含む）の件数は、前年度比0.5%増の、約65万件でした（継続審査請求（RCE）133,672件を含む）。
- (2) 2023年度のFAまでの期間は、前年度より2.3ヶ月長い、20.8ヶ月となりました。
- (3) 2023年度の最終処分までに要した期間は、前年度より0.2ヶ月短い、25.0ヶ月となりました。
- (4) 直近5年の特許出願件数、FAまでの期間、最終処分までの期間は以下の通りです。

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特許出願件数	666,843	653,311	650,654	647,320	650,519*
対前年度比	+3.0%	-2.0%	-0.4%	-0.5%	+0.5%
FAまでの期間（月）	14.7	14.8	16.9	18.5	20.8
最終処分までの期間（月）	23.8	23.3	23.3	25.2	25.0

\*2023年度の特許出願件数は暫定値です。最終的な件数は2024年度の年次報告書にて公表されます。本集計において、2023年度とは2022年10月1日から2023年9月30日の期間を指します。

#### 2. 海外出願人の特許出願件数及び登録件数

海外の出願人による特許出願件数及び登録件数については、日本が1位を保っています。中国の出願人による出願件数は引き続き増加傾向にあります。

直近4年の上位5ヶ国の特許出願件数及び直近5年の上位5ヶ国の登録件数は以下の通りです。なお、2023年度の各国特許出願件数についてはまだその集計が出ていません。

## 北米

特許出願件数: 上位5ヶ国 (米国を除く)

国名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
1. 日本	89,858 (26%)	84,971 (24%)	79,924 (22%)	80,120 (22%)
2. 中国	44,285 (13%)	54,378 (15%)	63,632 (18%)	68,138 (19%)
3. 韓国	39,065 (11%)	42,291 (12%)	39,921 (11%)	42,533 (12%)
4. ドイツ	32,967 (9%)	31,410 (9%)	30,692 (9%)	29,873 (9%)
5. 台湾	21,024 (6%)	21,692 (6%)	20,925 (6%)	21,336 (6%)

特許登録件数: 上位5ヶ国 (米国を除く)

国名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1. 日本	53,172 (27%)	55,899 (27%)	49,668 (25%)	46,937 (24%)	40,055 (22%)
2. 中国	20,836 (11%)	26,176 (12%)	29,947 (15%)	35,193 (18%)	33,524 (18%)
3. 韓国	22,427 (12%)	24,218 (11%)	23,489 (12%)	23,014 (12%)	23,148 (13%)
4. ドイツ	18,758 (10%)	19,799 (9%)	18,219 (9%)	16,949 (9%)	14,988 (8%)
5. 台湾	11,857 (6%)	13,390 (6%)	12,922 (6%)	12,268 (6%)	12,063 (7%)

詳細につきましてはUSPTOの下記URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

(編集者注: 2024年度の年次報告書につきましては弊所知財トピックス2024年12月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16618/>

をご参照ください。)

## 北米

2024年3月掲載

### 【米国】USPTO、AI支援発明の発明者に関するガイダンスを公表

米国特許商標庁（USPTO）は2024年2月13日付の官報にて、人工知能（AI）の支援を受けた発明（AI支援発明）の発明者要件（inventorship）に関するガイダンスを公表しました。

ガイダンスにおいて、USPTOは、米国特許法上の「発明者」は自然人でなければならないとの認識を再確認したうえで、AI支援発明はカテゴリー的に特許性がないとは言えないとしています。

具体的には、自然人がAIを利用して発明を完成させた場合でも、クレームされた発明に重要な貢献をした時は、その自然人が発明者としての適格性を有し、特許出願等には、発明に重要な貢献をした自然人を発明者として記載しなければならないとしています。

ここで、発明に重要な貢献した自然人に該当するか否かは、Pannu v. Iolab Corp.事件で明示された、以下の3つ要件（Pannu要件）を満たす必要があります（セクションIV-A）。

- (1)発明の着想または実施化に何らかの重要な貢献をしたこと、
- (2)クレームに記載の発明に対して、発明全体に照らして評価した場合に、質的に無意味でない程度以上の貢献をしたこと、
- (3)単に真の発明者によく知られた概念や現在の技術水準を説明しただけでないこと。

また、ガイダンスでは、AI支援発明における自然人の貢献が重要であるか否かの判断は困難であり、明確なテストは存在しないとしています。そこで、出願人やUSPTOの審査官が判断する際に役立つ原則を、非網羅的なリストとして以下の5つを示しています（セクションIV-B）。

- 1.自然人がAI支援発明の創作に際しAIシステムを使用したとしても、発明者としての貢献は否定されない。自然人がAI支援発明に重要な貢献をした場合は、発明者としてその自然人を記載することができる。
- 2.問題の認識や問題解決に対する一般的な目標や研究計画を有するだけでは、着想のレベルに達していると言えない。AIシステムに問題を提示しただけの自然人は、AIシステムの出力から特定される発明の発明者として適切でない可能性がある。しかし、その自然人が特定の問題を念頭に、AIシステムから解決策を引き出すようにプロンプト（指示文）を構成する方法によって重要な貢献が示される可能性がある。

## 北米

3.発明を実施化するだけでは、発明者に値する重要な貢献にはならない。したがって、AIシステムの出力を発明として認識し評価しただけの自然人は、特に、その出力の特性や有用性が当業者にとって明らかである場合には、発明者とは言えない可能性がある。しかし、AIシステムの出力に重要な貢献を付加して発明を創出した自然人は、適切な発明者となり得る。あるいは、AIシステムの出力を利用して実験を成功させた自然人は、発明が実施されるまでその者の着想を立証できなくとも、特定の状況下においては、その発明に重要な貢献をしたことを証明できる可能性がある。

4.クレームされた発明をもたらした重要な構成要素を開発した自然人は、クレームされた発明の着想につながった各活動に参加等しなかった場合でも、クレームされた発明の着想に重要な貢献をしたとみなされる可能性がある。自然人が特定の問題を念頭に、特定の解決策を引き出すように、AIシステムを設計、構築、訓練した場合、AIシステムの設計、構築、訓練は、AIシステムを利用して創出された発明に対する重要な貢献であり、その自然人が発明者となり得る

5.AIシステムに対する「知的支配力」を維持していても、それ自体で、そのAIシステムを利用して創出された発明の発明者となるわけではない。したがって、発明の着想に重要な貢献をすることなく、単に発明の創出に使用されたAIシステムを所有または監督しているだけの者は発明者とはならない。

ガイダンスの詳細につきましてはUSPTOの以下URLをご参照ください。

2024年2月12日付けのプレスリリース

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/389b069>

2024年2月13日付の官報

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>

# 北米

2024年4月掲載

## 【米国】USPTO、自明性判断のためのガイドラインを更新

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年2月27日、U.S.C. §103に基づく自明性の判断のための審査ガイドラインを更新しました。今回公表された更新ガイダンスは、自明性判断について新しい基準を示すものではなく、KSR判決とその後の連邦巡回裁判所（CAFC）判決を踏まえ、既存の自明性の判断手法を再確認するものです。

### 1. 背景

KSR International Co. v. Teleflex Inc.事件最高裁判決（KSR判決：2007年）から約17年が経過しました。KSR判決は、先発明主義時代の判決であり、その後、米国特許法改正（AIA：2013年施行）によって、自明性判断の時間的焦点が「クレームされた発明の有効出願日以前」に移りました。KSR判決では、Graham v. John Deere Co.事件最高裁判決（Graham判決：1996年）の自明性判断のアプローチ（Grahamテスト\*）が明確に再確認されました。

\* Grahamテストによる自明性の判断基準は、次の4つの要素からなります。

①先行技術の範囲及び内容の確認、②先行技術とクレームに係る発明の差異の確認、③当業者のレベルの理解、④客観的証拠（市場での成功、長年望まれた必要性等）の考慮。

### 2. 柔軟なアプローチの強調

更新ガイドラインでは、自明性の判断手法として、今後もGrahamテストが用いられるとしたうえで、KSR判決の特徴である柔軟なアプローチに重点がおかれています。

審査官は、先行技術の範囲を理解する上で柔軟性が求められ、当業者の常識と創造性（当業者はロボットではない）を考慮する必要があるとされています。つまり、当業者は、先行技術の開示を超えて、一般常識等に基づいた合理的な創造を行う可能性があることを考慮に入れる必要があります。

また、先行文献に変更を加える際に必要な動機付けについても、柔軟なアプローチが求められています。先行文献に明示的に記載されている事項だけでなく、市場のニーズ、設計上のインセンティブ、複数の特許の相互に関連する教示、業界における必要性や課題、背景技術、当業者の創造性、常識なども先行文献を組み合わせる動機付けとなり得ることが明示されました。

### 3. 証拠の裏付けに基づく適切な分析

更新ガイドラインでは、自明性の判断に対する柔軟なアプローチを強調する一方で、自明性の判断には、証拠の裏付けに基づく適切な分析が必要であることを再確認しています。審査官等は、先行文献を組み合わせること及び／又は変更することが当業者にとって合理的であった理由を含め、自明であるとの結論に至った理由を、関連する事実に基づき明確に示さなければなりません。

また、審査官等は、自明性の判断に際し、関連する全ての証拠を考慮しなければならないと、宣誓書の形で提出された客観的証拠（Grahamテストの④：市場での成功等）も考慮しなければならないことが明示されました。

更新ガイドラインの詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/27/2024-03967/updated-guidance-for-making-a-proper-determination-of-obviousness>

# 北米

2024年4月掲載

## 【米国】USPTO、2025年1月料金改定予定

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年4月3日付けの官報にて、2025年の料金改定最終案を公表しました。

### 1. 特に値上げ幅の大きい項目

#### ①超過クレーム料金

合計20クレームを超えると、超過1クレームごとに\$200（現行料金の2倍）  
独立クレームが3クレームを超えると、超過1独立クレームごとに\$600（25%増）

#### ②RCE（審査継続請求）

1回目：\$1,500（10%増）  
2回目：\$2,500（25%増）  
3回目：\$3,600（80%増）

③PTA（特許期間調整）の再計算請求  
\$300（43%増）

④PTE（医薬品等特許期間延長）申請  
\$6,700（468%増）

### 2. 新たに追加された項目（一部抜粋）

#### ①継続出願追加料金

最先の優先日から5年以上経過した継続出願：\$2,200  
最先の優先日から8年以上経過した継続出願：\$3,500

#### ②IDS累計件数別提出料金

50件～100件未満：\$200  
100件～200件未満：\$500から支払済み料金を引いた額  
200件以上：\$800から支払済み料金を引いた額

③AFCP2.0（After Final Consideration Pilot 2.0：最終拒絶応答後に審査官に所定の検討時間を与えるパイロットプログラム）  
\$500

④PTAB審決に対する再審請求  
\$440

詳細につきましては、USPTOの下記URLから、2024年4月3日付け官報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/03/2024-06250/setting-and-adjusting-patent-fees-during-fiscal-year-2025>

（編集者注：USPTOはその後、若干の修正を加えた最終案を公表しました。詳細につきましては弊社所収財トピックス12月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16612/>  
をご参照ください。）

## 北米

2024年5月掲載

### 【米国】 USPTO、長官レビューに関する規則制定案通知を公表-意見募集中

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年4月16日付の官報にて、特許審判部（PTAB）による審決等に対する長官レビューに関する規則制定案通知（Notice of Proposed Rulemaking: NPRM）を公表しました。この規則制定案は、Arthrex事件（United States v. Arthrex, Inc., 141 S. Ct. 1970 (2021)）の最高裁判決に沿うものであり、合衆国憲法の任命条項を遵守するためには、USPTO長官がPTABの審決等をレビューする裁量権を有することの必要性を強調しています。Arthrex事件を受けて、USPTOは、2021年にPTABの審決等に対する長官レビューに関する暫定プロセスを導入しました。

長官レビューに関する暫定プロセスにつきましては、弊所知財トピックス2023年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14057/>

今般公表されたNPRMは、この暫定プロセスをほぼ反映するものであり、暫定プロセスの正式化を目的としています。規則制定案の主な内容は以下の通りです。

1. 長官レビューの請求は、長官が設置した諮問委員会（Advisory Committee）によって検討されます。諮問委員会は少なくとも11名の委員で構成され、事務次官局や政策国際協力局といった、PTAB以外の人材を含めることができ、定足数は7名です。諮問委員会は長官レビューの対象とすべき案件を長官に推薦します。長官は、レビューの請求、基礎となる審決、および諮問委員会の推薦に基づいて、レビューを許可するか拒否するかを決定でき、また、委任再審理パネル（Delegated Rehearing Panel, DRP）にレビューを委任することもできます。
2. 当事者系レビュー（IPR）、付与後レビュー（PGR）等の当事者は、① 審理を開始するか否かの決定、② 最終書面決定、③ 上記①または②の決定に対する再審理（Rehearing）請求を認めるパネル決定に対して、長官レビューの請求が可能です。また、長官は、これらの決定を自発的にレビューすることができます。
3. 当事者は、① 長官レビュー、または② 原審パネルによる再審理のいずれかを請求することができますが、両方の請求は認められません。

NPRMの詳細につきましては、下記URLから2024年4月16日付官報をご参照ください。

尚、USPTOは2024年6月17日まで、意見を募集していますので、内容に変更が入る可能性があります。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/16/2024-07759/rules-governing-director-review-of-patent-trial-and-appeal-board-decisions>

（編集者注：最終的に決定された規則につきましては弊所知財トピックス10月掲載分  
<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16364/>  
をご参照ください

## 北米

2024年6月掲載

### 【米国】USPTO、ターミナルディスクレームに対する規則改定案公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年5月10日に、ターミナルディスクレーム（TD）に関する規則に新たな要件を追加する改定案を公表し、意見募集を開始しました（7月9日まで）。

#### 追加される要件

「自明性型二重特許（obviousness-type double patenting）」の拒絶理由を解消する手段としてTDを提出する場合、親子関係等にある2個以上の特許（特許出願）が互いにリンクされます。今回の改定案によりますと、TD提出によりリンクされた複数の特許（特許出願）の一部が新規性欠如または自明性の理由で無効（最終拒絶）になった場合、残りの特許の権利行使が制限されることとなります。TD提出の際には、上記事項に合意することが求められることとなります。

#### 背景

現状では、TDの提出により、互いに僅かな差異しかないクレームで複数の特許を取得することが可能です。そして、TDによってリンクされた特許は、別々の権利として存在し、これらを無効にするには、それぞれの権利に対して個別に無効を争う必要があります。複数の特許の存在自体が企業間の競争に対する弊害となり、イノベーションまたは健全な競争に対する障害となり得ます。そこで、USPTOは、TD提出に際して、権利行使の制限に関する合意を求めることで、この障害を取除くことを意図しています。

尚、現在意見募集中ですので、改正内容には更なる変更が予想されます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLから2024年5月10日付け官報をご参照ください。

<https://www.itohpat.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/Federal-Registers-Announce.pdf>

（編集者注：改定案はその後撤回されました。詳細は弊所知財トピックス12月掲載分 <https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/16589/> をご参照ください。



## 北米

2024年6月掲載

### 【米国】 USTRが2024年版スペシャル301条報告書を公表

米国通商代表部（USTR）は、2024年4月25日、知的財産権の保護・執行に関する各国の状況をまとめた2024年版スペシャル301条報告書を公表しました。

この報告書は、1974年米国通商法182条に基づき、知財保護が不十分な国や、公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定し、懸念が大きい順に「優先国」「優先監視国」「監視国」に指定しています。「優先国」に指定した場合、USTRは所定の調査を開始し、その結果によっては、追加関税などの対抗措置が講じられる可能性があります。

2024年版の報告書では、「優先国」の指定はなく、下記の通り、7ヶ国が「優先監視国」、20ヶ国が「監視国」として指定されました。

#### 優先監視国

アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、ベネズエラ

#### 監視国

アルジェリア、バルバトス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、グアテマラ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ベトナム

2023年の報告書で「監視国」に指定されていたドミニカ共和国とウズベキスタンは、2024年の報告書で対象外とされました。

また、USTRは中国について、技術移転、営業秘密、模倣品やオンライン海賊版、著作権法、特許と関連政策等の長年の問題を懸念点として挙げられています。

2024年版スペシャル301条報告書の全文は以下URLから入手できます。

<https://ustr.gov/sites/default/files/2024%20Special%20301%20Report.pdf>

# 北米

2024年7月掲載

## 【米国】USPTO、意匠出願の審査ガイダンスを更新

2024年5月22日、米国特許商標庁（USPTO）は、LKQ Corp. v. GM Global Technology Operations LLC 事件の連邦巡回控訴裁（CAFC）の大法廷判決を受け、意匠の自明性について、新しい審査方針を示す覚書（Memorandum）を公表しました。

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/updated\\_obviousness\\_determination\\_designs\\_22may2024.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/updated_obviousness_determination_designs_22may2024.pdf)

### 1. Rosen-Durlingテストの否定

CAFC大法廷判決は、意匠の自明性を判断するにあたり長年用いられてきたRosen-Durlingテストについて、米国特許法第103条、及び最高裁判所が示した先例（Graham判決（1966年）及びKSR判決（2007年））に鑑み、不必要に硬直的であり、採用するべきでないと判示しました。

Rosen-Durlingテストとは次の2つの要件からなる基準です。①クレームされた意匠と「基本的に同一」な意匠の特徴を有する主引例があること。②主引例がある場合、主引例に欠落している意匠の特徴を有する副引例があること。ここで、副引例には、その意匠の特徴を主引例に適用することが自然に示唆されるような、主引例との「密接な関連性」が求められます。

Rosen-Durlingテストでは、クレームされた意匠と「基本的に同一」の先行意匠がない場合、たとえ複数の先行意匠を組合せることでクレームされた意匠に到達できたとしても、自明性欠如による拒絶や無効化が認められない点で、厳格であり柔軟性に欠けると言えます。

### 2. Grahamテストの採用

CAFCは、意匠の自明性の判断にあたり、特許と同様の柔軟なアプローチをとるべきとし、KSR最高裁判決でも再確認されたGrahamテストの採用を明示しました。

Grahamテストによる自明性の判断基準は、次の4つの要素からなります。

①先行技術の範囲及び内容の確認、②先行技術とクレームに係る発明の差異の確認、③当業者のレベルの理解、④客観的証拠（市場での成功、長年望まれた必要性等）の考慮。

## 北米

要素①において、「基本的に同一」の要件はありません。但し、後知恵による考察を防ぐため、引例となる意匠はクレームされた意匠と類似分野に属することが必要です。CAFCは、この点、クレームされた意匠に最も視覚的に類似している先行意匠が主引例となる可能性が高いが、通常の技術を有するデザイナーが参照する動機付けがあるような類似技術に属する限り、クレーム意匠と「基本的に同一」である必要はないとしています。

要素②について、CAFCは、クレームされた意匠の視覚的外観は、製品の分野における通常のデザイナーの視点から先行技術と比較されるとしています。尚、類似性の閾値要件はありません。

要素③に関して、CAFCは、意匠における当業者とはクレームされた意匠に関連する分野の通常のデザイナーとするとしています。

要素④に関して、CAFCは、市場での成功、長年望まれた必要性、他者の失敗などの二次的考察を、そのような証拠が提示された場合には、意匠出願の自明性判断においても考慮し得るとしています。但し、具体的な事例については、今後の判例に委ねるとしています。

### 3. 今後の影響

覚書に示された新しい審査方針に則って、今後、意匠出願の自明性の判断において、審査官は柔軟なアプローチをとることが可能となります。その結果、先行意匠の組合せについて、より広範な調査が行われることで、自明性欠如の拒絶理由が増加することが予想されます。これに対応するためには、出願人は、出願前に、クレームされた意匠の製品分野だけでなく、関連する他の分野の先行意匠も調査する必要があります。また、自明性欠如の拒絶理由や無効審判等への対応も、新しい審査方針に則った戦略が必要となります。さらに、覚書の内容を理解することにより、他社の登録意匠に対して、無効審判の請求等の対抗処置をとることが可能となります。

尚、USPTOは、2024年2月27日に、米国特許法第103条に基づく自明性の判断のための審査ガイドラインを更新し、柔軟なアプローチを強調しています。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14949/>

LKQ Corp. v. GM Global Technology Operations LLC事件の判決文全文は、以下URLから入手できます。

[https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024\\_2321050.pdf](https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf)

## 北米

2024年8月掲載

### 【米国】USPTO、PTAB審決案の内部回覧・レビューに関する最終規則を発表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年6月12日付け官報にて、特許審判官（PTAB）審決案の発行前内部回覧およびレビューに関する規則（Rules Governing Pre-Issuance Internal Circulation and Review of Decisions Within the Patent Trial and Appeal Board）を公表しました。最終規則は2024年7月12日に施行されました。

#### 目的

最終規則の目的は、PTAB審理パネルの審決について、USPTO（PTAB）上級管理職からの独立性を担保し、公正性、透明性、一貫性を高めることとされています。

#### 主な項目

##### 上級管理職の審決への関与排除

USPTO長官、副長官等は、審決の発行前に審理パネルの意思決定に直接的または間接的に関与できません。審理パネルのメンバー以外のPTAB上級管理職等は、審理パネルから要請のあった場合のみ、審決に関与することができます。

##### 審決案の内部回覧（回付）とレビュー

審理パネルは任意で審決案を、Circulation Judge Pool（CJP）と呼ばれるチームに回付することができます。CJPは管理職以外の審判官から構成されます。

通常2名の審判官が審決案をレビューし、審決案に関わる判例解釈、審決文の読みやすさ、記載の一貫性等についての提案を審理パネルへ提供します。

提案を採用するか否かは審理パネルが判断し、最終的な決定は審理パネル自身の責任で行われます。

##### USPTO長官の権限制限

USPTO長官は、審決の発行前に、特定の審理パネルの構成等について指示を与えることはできません。但し、審理パネルの構成に対する全体の指針を示すこと等は認められます。

詳細につきましては、以下URLから2024年6月12日付け官報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/06/12/2024-12823/rules-governing-pre-issuance-internal-circulation-and-review-of-decisions-within-the-patent-trial>

また、以下URLから2024年6月11日付けプレスリリースもご参照下さい。

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-final-rules-pre-issuance-internal-circulation-and-review-ptab>

## 北米

2024年8月掲載

### 【米国】USPTO、AI関連発明の主題適格性に関する最新のガイダンスを発表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年7月17日、人工知能（AI）を含む新たな技術革新に対応するため、特許適格性（35 U.S.C §101）に関するガイダンスを更新しました。最近の特許出願の約20%がAI関連発明に関するものであることから、今般のガイダンス更新は時宜を得たものと言えます。

更新されたガイダンスは、従来の判断基準を大きく変更するものではなく、その一部を明確化することにより、AI関連発明の主題適格性について、審査官及び出願人に指針を示すものです。主題適格性の判断につきましては、弊所知財トピックス2019年3月掲載分をご参照ください。  
<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/5905/>

新しいガイダンスには、クレームが抽象的なアイデアに係るものか、クレームが抽象的なアイデアを実用的なアプリケーションに統合しているかといった判断に役立つ、仮定のクレームを使用した以下の3つの具体例（事例47～49）が追加されました。

- 事例47：異常を識別または検出するための人工ニューラルネットワークの使用
- 事例48：音声信号を分析し、所望の音声ノイズ等から分離するAIシステム
- 事例49：患者の個々の特性に合わせた治療を支援するように設計されたAIモデル

詳細につきましては、以下URLから2024年7月17日付け官報をご参照ください。  
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence>

また、以下URLから2024年7月16日付けプレスリリースもご参照ください。  
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-ai-subject-matter-eligibility-guidance>

## 北米

2024年8月掲載

### 【米国】CAFC、ジェネリック医薬品の誘引侵害に関する判決

2024年6月25日、米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、Amarin Pharma, Inc. v. Hikma Pharmaceuticals USA Inc.事件において、スキニーラベルを用いたジェネリック医薬品の誘引侵害（induced infringement）に関する判決を下しました。

スキニーラベルとは、ジェネリック医薬品メーカー等が、先発医薬品で承認されている適応症のすべてではなく、（先発医薬品の特許で保護された適応症を除いた）一部の適応症でFDAの承認を求めることを言います。

#### 事件の背景

Amarin社は心血管疾患（心筋梗塞等）の発症又は致死リスクを軽減するためにイコサペント酸エチルを投与する方法に関する2件の特許を有しています（U.S. Patent No.9,700,537及びNo.10,568,861）。イコサペント酸エチルはAmarin社の製品であるVASCEPA®の有効成分です。

①2012年、Amarin社はVASCEPA®について、重度高トリグリセリド血症（SH適応症）の治療薬としてFDAの承認を得ました。しかし、Amarin社のSH適応症に関する特許は、Hikma社との訴訟により無効とされました。

②2019年、Amarin社は、心血管疾患（CV適応症）のリスクを軽減する治療薬としてFDAから新たな承認を取得し、オレンジブックに上記2件の特許が掲載されました。

③Hikma社は、イコサペント酸エチルのジェネリック医薬品について、Amarin社の特許が無効となったSH適応症のみを対象とし、いわゆるスキニーラベルでFDAの承認を受けました。

④Hikma社の発売前のプレスリリースは、SH適応症のみで承認を受けたことを明示せず、自社製品を「VASCEPA®のジェネリック版」と紹介していました。

そして、Hikma社製品のラベルには、CV適応症は含まれていませんでしたが、CV適応症への使用を積極的に抑制する記載もなく、単に心血管疾患の患者が使用した際に生じ得る副作用が記載されていました。

Amarin社は、Hikma社のこれらの行為がAmarin社特許の誘引侵害に当たるとして、デラウェア州連邦地方裁判所に出訴しましたが、主張が認められず、これを不服とし、CAFCに上訴していました。

## 北米

### CAFCの判決

CAFCは、Hikma社のスキニーラベルだけでは誘引侵害を証明するのに十分でないが、プレスリリース、マーケティング資料、ウェブサイトの内容等、他の証拠を組み合わせることで、誘引侵害を証明し得るとし（ラベル・プラス・アプローチ）、本件を地裁に差戻しました。

特に、CAFCは、Hikma社製品のラベルにCV適応症を除外する記載がなかったこと、VASCEPA®の総売上に占めるCV適応症用途での割合が大きいことを知っていながらプレスリリースにVASCEPA®の売上高を掲載し、Hikma社製品を「VASCEPA®のジェネリック版」と称したこと、ウェブサイトにて、この製品が「高トリグリセリド血症」という広いカテゴリーに分類されていること等を挙げています。

これらの事実から、Hikma社には、同社のジェネリック医薬品をAmarin社の特許に係るCV適応症に対して処方するよう医師に促す可能性があるかと判断しました。

判決文全文につきましては、以下URLをご参照ください。

[https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1169.OPINION.6-25-2024\\_2339226.pdf](https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1169.OPINION.6-25-2024_2339226.pdf)

## 北米

2024年9月掲載

### 【米国】USPTO、特許権侵害の例外について意見募集-2024年9月26日まで

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年6月28日付の官報にて、特許権侵害の例外とされている特許発明の試験的な実施（Experimental Use Exception：以下、試験的使用の例外と称します。）に関する意見募集を開始しました。

日本では、特許法第69条1項に、「試験又は研究」のためにする特許発明の実施には特許権の効力が及ばないことが規定されています。

一方、米国では、ジェネリック医薬品のFDA承認を受けるための試験については、いわゆるハッチ・ワックスマン法（Hatch-Waxman Act）で、特許権侵害にはならないと規定されていますが、その他の分野については、試験的使用の例外が主に判例に基づいて認められています。しかし、判例によれば、試験的使用の例外が極めて限定的に解釈されています。

今般、USPTOは、現状の把握及び法定の試験的使用の例外を設定する必要性などについて、広く一般の意見を募集することとしました。

具体的には、以下の質問に対する意見を募集しています。

1. 現行の試験的使用の例外の判例法理が投資や研究開発に与える影響。  
全技術分野が質問対象であるが、特に、(a)量子コンピューティング、(b)人工知能、(c)その他のコンピュータ関連発明、(d)農業、(e)ライフサイエンス（処方薬や医療機器を含む）、(f)気候変動関連技術。
2. 現行の試験的使用の例外の判例法理により、負の影響を受けている技術分野の有無。有の場合、具体的な技術分野とその影響。
3. 法定の試験的使用の例外を設定する場合、新技術のイノベーションと商業化に与える影響。特に、(a)研究開発、(b)資金調達力、(c)投資戦略、(d)特許/特許出願のライセンス、(e)製品開発、(f)販売、(g)競争、(h)特許の執行と訴訟の観点について。
4. 現行の試験的使用の例外の判例法理が、特許出願、ライセンス、売買、特許/特許出願維持などの意思決定に与える影響。
5. 法定の試験的使用の例外を設定する必要性とその理由（根拠となる証拠やデータを明示のこと）。
6. 法定の試験的使用の例外を設定する場合、どのように定義すべきか。特許権が適切に保護されるために必要な制限や制約を含めて説明のこと。
7. 試験的使用の例外に関する現状を維持または変更することを支持する公共政策上の理由。
8. 特許発明の実験研究を最も強化促進するための追加的な提案。

詳細につきましては、以下URLから2024年6月28日付け官報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/06/28/2024-14164/experimental-use-exception-request-for-comments>



# 北米

2024年9月掲載

## 【米国】USPTO、重要・新興技術の標準化に係る国家戦略ロードマップの取り組みを公表

### 1. 米国国家標準戦略（USG NSSCET）

2024年7月26日、バイデン政権は重要・新興技術（critical and emerging technologies : CETs）の国家標準戦略（National Standards Strategy for Critical and Emerging Technology : USG NSSCET）の実装ロードマップを発表しました。このロードマップは、2023年5月4日に発表された、USG NSSCETの目的を実現するために米国政府が取るべき措置を提言しています。

USG NSSCETでは、優先対象とするCETの分野として、通信・ネットワーク技術、半導体、人工知能（AI）・機械学習、バイオテクノロジー、クリーンエネルギー発電と蓄電、量子情報技術等を挙げています。

### 2. USPTOの取り組み

ロードマップでは、USPTOが、標準必須特許（SEP:Standard Essential Patent）について、公正でバランスの取れたエコシステムを発展させることの重要性が強調されています。

ロードマップの目的を支援するため、USPTOは、SEPライセンスにおける公平・合理的・非差別的（FRAND）条件について外国政府との連携を図り、中小企業向けの教育支援に注力するとしています。

USPTOは、2024年6月に、英国知財庁（UKIPO）との間で、SEP政策に関する情報交換等を含む、覚書（MOU）を締結しました。また、USPTOは、2022年7月には、世界知的所有権機関（WIPO）とSEPに関する紛争解決の取り組みについてMOUを締結しています。

詳細につきましては、以下URLから2024年7月26日付けプレスリリースをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/our-plan-support-implementation-roadmap-us-government-national-standards>

## 北米

2024年10月掲載

### 【米国】USPTO、AFCP 2.0の終了を公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年10月1日付け官報にて、AFCP 2.0の試行期間を2024年12月14日まで延長した後、AFCP 2.0を終了する旨公表しました。2024年12月15日以降、AFCP2.0の申請は不可能になります。

2024年10月1日付け官報は以下URLから入手できます。

<https://www.federalregister.gov/public-inspection/2024-22481/after-final-consideration-pilot-program-20-extension-and-termination>

### 【米国】 審判における訂正手続きに関する最終規則公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年9月18日付け官報にて、特許審判部（PTAB）の審判手続におけるクレーム訂正請求（MTA : Motion to Amend）に関する最終規則を公表しました。この最終規則は、2024年10月18日に施行される予定です。

#### 主な内容

- ・2019年3月に開始した、審判手続におけるMTA試行プログラム（Pilot Program for Motions to Amend Procedures in AIA Trials）が恒久化されます。
- ・特許権者は、MTAについてPTABの予備的見解を求めることができます。また、特許権者は、PTABの予備的見解等に応答する形で、クレームの再訂正を申し立てることが可能です。
- ・特許権者の答弁書（reply brief）やPTABの予備的見解に対して、審判請求人の追加反論（sur-replies）が認められます。追加反論では、新たな証拠を提出することはできませんが、特許権者の答弁書に示された新たな証拠等についてコメントすることは可能です。
- ・訂正クレームは当初明細書によるサポートが必要です。サポートについての説明はクレームリストではなくMTAに記載する必要があります。
- ・PTABは、訂正クレームについて、新たな特許不成立理由を自発的に提起する裁量を有することが明確になります。PTABは、当事者から提出されていない証拠も考慮して特許性を判断できます。

2024年9月18日付け官報全文につきましては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/18/2024-21134/rules-governing-motion-to-amend-practice-and-procedures-in-trial-proceedings-under-the-america>

## 北米

2024年10月掲載

### 【米国】USPTO、PTABの決定に対する長官レビューの最終規則を公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年10月1日付の官報にて、特許審判部（PTAB）の決定に対する長官レビューの最終規則を公表しました。施行日は2024年10月31日です。

USPTOは、2024年4月に規則案を公表して意見募集を行っていました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2024年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15084/>

今般、公表された最終規則は、規則案から大きな変更はなく、2023年7月24日に改定された「長官レビューに関する暫定プロセス」の内容を明文化・正式化したものとなっています。「長官レビューに関する暫定プロセス」につきましては弊所知財トピックス2023年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14057/>

長官レビューの請求対象となる決定には以下のものが含まれます。

- (1) 審理開始の決定
- (2) 最終決定（IPR、PGR手続における最終書面による決定、またはそれから派生する手続における最終決定）
- (3) 審理開始の決定または最終決定に対する再審理の決定
- (4) その他、AIA手続を終了させる決定

最終規則では、長官が独自の判断（“sua sponte”）でレビューを開始できること、当事者が長官レビューを請求できるタイミングと形式、長官レビューが基礎となるPTAB手続に与える影響、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）への控訴期限、および長官がレビューを委任できること等が規定されています。

2024年9月30日付のプレスリリースは以下URLから入手できます。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-final-rule-director-review-process#:~:text=USPTO%20issues%20final%20rule%20on%20the%20Director%20Review,proceedings%20under%20the%20Leahy-Smith%20America%20Invents%20Act%20%28AIA%29>

2024年10月1日付の官報は以下URLから入手できます。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/10/01/2024-22194/rules-governing-director-review-of-patent-trial-and-appeal-board-decisions#:~:text=This%20final%20rule%20provides%20that,decision%20concluding%20an%20AIA%20proceeding.>

## 北米

2024年10月掲載

### 【米国】 USPTOのPTA計算ソフトにエラー発生

今般、米国特許商標庁（USPTO）は特許期間調整（PTA）に使用するソフトウェアにコーディングエラーがあったと公表しました。これにより、35 U.S.C. 154(b)(1)(A)の遅延（A delay）と35 U.S.C. 154(b)(2)(A)の重複期間（Overlap期間）の計算に誤りが生じ、その結果、不正確なPTAを受けた特許が存在する可能性があるようです。

USPTOによりますと、上記のコーディングエラーは、2024年3月19日から2024年7月30日に発行された特許の約1%に影響を与えた可能性があります。

なお、PTAの再計算請求は、特許発行から2ヶ月以内にする必要があり、最大5ヶ月の延長が認められます。また、請求の理由がA delayおよびOverlap期間の計算エラーにのみ基づく場合には、庁費用（及び延長費用）が免除されます。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3b8825f>  
[Coding Error Impacting USPTO Patent Term Adjustment Software](#)

## 北米

2024年12月掲載

### 【米国】USPTO、ターミナルディスクレームに対する規則改定案撤回

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年5月10日付官報にて、ターミナルディスクレーム（TD）に関する規則に新たな要件を追加する改定案を公表し意見募集していました。提案されていた新たな要件とは、TD提出によりリンクされた複数の特許（特許出願）の一部が新規性欠如または自明性の理由で無効（最終拒絶）になった場合、残りの特許の権利行使が制限されるというものでした。

詳細につきましては弊所知財トピックス2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15233/>

USPTOは、2024年12月4日付け官報にて、この規則改定案を撤回した旨通知しました。USPTOによりますと、60日間の意見募集期間中、300件を超える意見（肯定意見及び否定意見の両方を含む）を受理しました。そして、リソースの制約を考慮し、規則改定案を撤回することを決定しました。

これにより、特許権者および出願人は、権利行使に更なる制限を課されることなく、これまで通り、TDを提出できます。

2024年12月4日付け官報につきましては以下URLをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/04/2024-28263/terminal-disclaimer-practice-to-obviate-nonstatutory-double-patenting-withdrawal>

# 北米

2024年12月掲載

## 【米国】USPTO料金改定-2025年1月19日施行

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年1月からの料金改定最終案を公表していました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/15070/>

USPTOは、最終案から更に変更を加え、最終決定された改定料金を2024年11月20日付け官報にて公表しました。改定料金は2025年1月19日から適用されます。

### 1. 特に値上げ幅の大きい項目

#### ①超過クレーム料金

合計20クレームを超えると、超過1クレームごとに\$200（100%増、2倍）

独立クレームが3クレームを超えると、超過1独立クレームごとに\$600（25%増）

#### ②RCE（審査継続請求）

1回目：\$1,500（10%増）

2回目：\$2,860（43%増）

3回目以降も2回目と同額

#### ③PTE（医薬品等特許期間延長）申請

\$2,500（119%増）

### 2. 新たに追加された項目（一部抜粋）

#### ①継続出願追加料金

最先の出願日から6年以上経過した継続出願及び分割出願：\$2,700

最先の出願日から9年以上経過した継続出願及び分割出願：\$4,000

#### ②IDS累計件数別提出料金

51件～100件：\$200から支払済み料金を引いた額

101件～200件：\$500から支払済み料金を引いた額

201件以上：\$800から支払済み料金を引いた額

#### ③PTAB審決に対する長官レビュー請求

\$452

詳細につきましては、USPTOの以下URLから、2024年11月20日付け官報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/11/20/2024-26821/setting-and-adjusting-patent-fees-during-fiscal-year-2025>

## 北米

2024年12月掲載

### 【カナダ】特許期間調整（PTA）導入-2025年1月1日施行

2023年6月に、特許庁の審査に遅延があった場合、審査遅延により浸食された特許期間を補償すべく、特許期間調整（PTA）を導入する法案が可決されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2024年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14173/>

最終的に公表された規則によりますと、施行日は2025年1月1日です。

PTAは、出願日が2020年12月1日以降であって、出願日（PCT出願の場合はカナダ国内移行日、分割出願の場合は実際の出願日）から5年又は出願審査請求日から3年のいずれか遅い日より遅れて特許が付与された場合に適用されます。

但し、出願人に起因する審査遅延期間がある場合はその日数が延長可能期間から控除されます。控除対象となる期間には、特許庁が発行したオフィス・アクション等の発送日から出願人が応答した日までの期間も含まれます。従いまして、実際にPTAが適用されるケースはほとんどない事が予想されます。

PTA申請は、特許付与日から3ヶ月以内に行う必要があり、手数料は2,500カナダドル（小規模団体の場合は1,000カナダドル）です。

改正特許規則の詳細につきましてはカナダ特許庁の以下URLをご参照ください。

<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-05-18/html/reg1-eng.html>

## 北米

2024年12月掲載

### 【米国】米国特許商標庁（USPTO）が2024年度の年次報告書を公表

USPTOの年次報告書には、各種のデータが記載されていますが、特許に関しましては、次のデータ等が記載されています。

#### 1. 特許出願件数、ファースト・オフィスアクション（FA）までの期間及び最終処分までの期間

- (1) 2024年度の特許出願（デザイン特許出願、再発行出願、植物特許出願を含む）の件数は、前年度比1.9%増の、約66万件でした（継続審査請求（RCE）134,529件を含む）。
- (2) 2024年度のFAまでの期間は、前年度より0.9ヶ月短い、19.9ヶ月となりました。
- (3) 2024年度の最終処分までに要した期間は、前年度より1.3ヶ月長い、26.3ヶ月となりました。
- (4) 直近5年の特許出願件数、FAまでの期間、最終処分までの期間は以下の通りです。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特許出願件数	653,311	650,654	647,320	651,052	663,591*
対前年度比	-2.4%	-0.4%	-0.5%	+0.6%	+1.9%
FAまでの期間（月）	14.8	16.9	18.5	20.8	19.9
最終処分までの期間（月）	23.3	23.3	25.2	25.0	26.3

\*2024年度の特許出願件数は暫定値です。最終的な件数は2025年度の年次報告書にて公表されます。本集計において、2024年度とは2023年10月1日から2024年9月30日の期間を指します。

#### 2. 海外出願人の特許出願件数及び登録件数

海外出願人による特許出願件数については、2023年度まで日本が1位を保持していますが2位の中国が追い上げています。2024年度の各国特許出願件数についてはまだその集計が出ていません。登録件数については、2024年度で初めて中国が日本を抜き1位となりました。直近4年の上位5ヶ国の特許出願件数及び直近5年の上位5ヶ国の登録件数は以下の通りです。



## 北米

特許出願件数:上位5ヶ国 (米国を除く)

国名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1.日本	84,971	79,924	80,120	78,000
2.中国	54,378	63,632	68,138	71,963
3.韓国	42,291	39,921	42,533	47,500
4.ドイツ	31,410	30,692	29,873	29,511
5.台湾	21,692	20,925	21,336	21,436

特許登録件数:上位5ヶ国 (米国を除く)

国名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1.中国	26,176	29,947	35,193	33,524	44,274
2.日本	55,899	49,668	46,937	40,055	42,792
3.韓国	24,218	23,489	23,014	23,148	24,801
4.ドイツ	19,799	18,219	16,949	14,988	16,447
5.台湾	13,390	12,922	12,268	12,063	12,517

詳細につきましてはUSPTOの下記URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

## 欧州

2024年1月掲載

### 【欧州】 欧州特許のジョージアでの有効化が可能に

欧州特許のジョージア（旧グルジア）での有効化（validation）を可能とすることについて、欧州特許庁とジョージア特許庁との間における合意が、2024年1月15日に発効しました。

[https://www.epo.org/en/news-events/news/validation-agreement-georgia-enters-force?mtm\\_keyword=EPO-newsletter&mtm\\_medium=newsletter-01&mtm\\_content=general](https://www.epo.org/en/news-events/news/validation-agreement-georgia-enters-force?mtm_keyword=EPO-newsletter&mtm_medium=newsletter-01&mtm_content=general)

これにより、2024年1月15日以降に出願された欧州特許出願において、ジョージアの指定が可能となり、欧州特許が付与された場合はジョージアで有効化できるようになりました。欧州特許のうち、ジョージアにおいて有効化された部分には、同国において許可された国内特許と同じ権利及び法的保護が認められます。

EPC締約国・拡張国以外で欧州特許有効化の合意がなされた国としては、モロッコ（2015年3月1日発効）、モルドバ共和国（2015年11月1日発効）、チュニジア（2017年12月1日発効）及びカンボジア（2018年3月1日発効）に次いで、ジョージアが5番目の国となりました。

<http://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>

## 欧州

2024年2月掲載

### 【欧州】分割出願時に提出されたST.25配列表のページ追加料金を廃止

日本特許庁と同じく、欧州特許庁（EPO）においても、2022年7月1日以降にする出願において、塩基配列又はアミノ酸配列を明細書等を含む場合には、WIPO標準ST.26に準拠した配列表（以下、ST.26配列表とします）の提出が必須となりました。この規定は、実際の出願日が2022年7月1日以降の分割出願にも適用されます。

なお、親出願が、WIPO標準ST.25に準拠した配列表（以下、ST.25配列表とします）を含んでいる場合、ST.25配列表からST.26配列表に変換する際に、予期せぬエラーで情報が失われたり、様式の違いから新たな主題が追加されたりするリスクに備え、EPOは、分割出願の際、親出願のST.25配列表をPDF形式で提出することを認めています。

上記に関連して、2023年11月30日にEPOは、分割出願に添付された親出願のST.25配列表は、ページ追加料金の計算から除外すると公表しました。

<https://www.epo.org/en/news-events/news/page-fees-abolished-st25-sequence-listings-filed-part-divisional-applications>

EPOでは、明細書等の出願書面が35頁を超える場合、1ページ毎に17ユーロの追加料金が発生します（EPC38条（2））。但し、ST.26配列表はページ料金の計算から除外されます。2023年11月30日以降は、分割出願に追加で提出されたST.25配列表もページ料金の計算から除外されることとなりました。

## 欧州

2024年2月掲載

### 【欧州】 欧州特許庁（EPO）が値上げ-2024年4月1日より

EPOは、公式ウェブサイトにて、2024年4月1日より料金を改定する旨を公表しました。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a5.html>

全体として、平均約4%の値上げとなります。特に3年度~5年度の維持年金が大きく値上げされます。

主な改定項目は以下の通りです。

#### 分割出願の出願料

	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
出願日が2005年7月1日より前の出願	1000	1040
出願日が2005年7月1日以降の出願	1460	1520
補充的国際調査 (Rule 4bis.3(a) PCT)	1775	1845

#### 維持年金

	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
3年度	530	690
4年度	660	845
5年度	925	1000
6年度	1180	1155
7年度	1305	1310
8年度	1440	1465
9年度	1570	1620
10年度以降	1775	1775

#### 審査請求料

	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
出願日が2005年7月1日より前の出願	2055	2135
出願日が2005年7月1日以降の出願	1840	1915

詳細は下記のURLをご参照下さい。

<https://link.epo.org/ac-document/CA/D%2016/23%20-%20En.pdf>

## 欧州

2024年月2掲載

### 【欧州】アイルランド政府、統一特許裁判所協定批准に向けた国民投票の実施予定を公表

2024年1月23日、アイルランド政府は、2024年6月に統一特許裁判所（UPC）協定批准に向けた憲法改正のための国民投票を行うことを公表しました。

国民投票は、アイルランド地方選挙及び欧州議会選挙と同時に行われます。

<https://enterprise.gov.ie/en/news-and-events/department-news/2024/january/referendum-on-unified-patent-court-announced-by-government.html>

アイルランドがUPC協定を批准するためには、特許訴訟の管轄権をアイルランドの裁判所から国際裁判所に移すことを可能にする必要があり、そのためには憲法第29条にUPC協定を国際協定として追加する必要があります。

現在のUPC協定締約国は17ヶ国です。アイルランドが批准すれば2023年6月にUPC制度の運用が開始されて以来、UPC協定締約国が新しく追加される初の事例となります。

2024年月3掲載

### 【欧州】欧州特許庁（EPO）、審査ガイドライン改訂

2024年3月1日付けで、EPO改訂審査ガイドラインが施行されました。今回の主な改訂事項としては、拡大審判部のG2/21（出願日後に提出された進歩性・技術的效果を裏付ける証拠）およびG1/22（優先権）等の最近の拡大審判部審決、人工知能（AI）分野における特許出願についての開示要件および発明者要件、ならびに欧州単一効特許に関する説明および欧州統一特許裁判所に係属中の事件における異議申立手続の迅速化に関する事項の追加等が挙げられます。

主な改訂事項は具体的には以下の通りです。

#### 1. 優先権 (A-III-6.1)

拡大審判部審決G1/22及びG2/22を反映し、EPC第88条(1)および規則52に従って優先権を主張する出願人または共願人には、優先権を有するとの反証可能な強い推定が働くこととし、優先権に疑義があると審査部または異議申立人等が主張するのであれば、当該主張を行う者自身が、優先権が無いことを立証しなければならないことが明記されました（立証責任の転換）。

## 欧州

### 2.進歩性及び証拠の評価 (E-IV-4.1, G-VII-5.2, G-VII-11)

拡大審判部審決G2/21を反映し、審査部・異議部等の担当部門は、申立てられた事実が証拠に基づいて十分に立証されているか否かを、自らの裁量と判断によって評価する権原と義務がある（すなわち、自由心証主義に依るべきこと）ことが明記されました（E-IV-4.1）。

更に、同審決を反映して、以下の二点についても明記されました。

（1）進歩性主張時において、出願当初の出願には記載されていなかった新たな効果に依拠できるのは、技術常識を有する当業者が出願当初の出願に基づいて、技術的教示に包含され、かつ当初に開示された同一の発明により具現化されるものとして、その新たな効果を導き出すことができる場合に限られる（G-VII-5.2）。

（2）進歩性評価において考慮されることを期待して、そのような新たな効果を証明する目的で提出された証拠は、上述の自由心証主義に基づき検討され、出願公表後に提出されたという理由だけでは無視できない（G-VII-11）。

### 3.AI発明 (F-III-3, G-II-3.3.1)

AI発明のアルゴリズムに起因する技術的效果の評価が明確化され、G-II-3.3.1の「人工知能及び機械学習」に以下の記載が追加されました。

「機械学習アルゴリズムが達成する技術的效果は、説明、数学的証明、実験データなどによって容易に明らかになるか、または立証される。単なる主張では十分ではないが、包括的な証明までは必要ない。技術的效果が、使用される学習データセットの特定の特徴に依存する場合、技術的效果を再現するために必要な特徴は、当業者が一般的な知識を用いて過度の負担なく特定できる場合を除き、開示されなければならない。しかし、一般的には、特定の学習データセットそのものを開示する必要はない」

これにより、技術的效果を再現するために必要な学習データセットの特徴は、基本的には出願時に開示されなければならないことが明確になりました。但し、これらの特徴が、当業者によって、過度の負担なく、一般的な知識を用いて導き出すことができる場合は、開示の必要はありません（F-III-3, G-II-3.3.1）。

改訂審査ガイドラインの全文は、以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc>

また、変更点のリストは以下のURLからご覧いただけます。

<https://link.epo.org/web/legal/guidelines-epc/en-epo-guidelines-for-examination-2024-pre-publication-updates.pdf>

## 欧州

2024年5月掲載

### 【欧州】 欧州単一効特許のセーフティネット条項

欧州単一効特許のセーフティネットは、単一効の請求が、欧州特許庁（EPO）もしくは統一特許裁判所（UPC）によって拒絶された場合、または欧州特許付与後の有効化（Validation）期間満了後に、UPCによって単一効が取り消された場合であっても、一定条件下、欧州特許を有効化できる可能性を提供する仕組みです。UPC締約国の多くがセーフティネット条項を公表しています。

各国の情報につきましては、以下のEPOウェブサイトをご参照ください。

<https://www.epo.org/en/legal/national-measures-up/2022/ii/index.html>

2024年6月掲載

### 【欧州】 ルーマニア、統一特許裁判所協定（UPCA）批准

2024年6月5日付プレスリリースにて、EPO（欧州特許庁）は、ルーマニアが2024年5月31日にUPCAを批准し、2024年9月1日から単一特許制度に加わると公表しました。

<https://www.epo.org/en/news-events/news/romania-join-unitary-patent-system-1-september-2024>

これにより、2024年9月1日以降に発効する欧州単一効特許（UP）は「第二世代UP」となり、ルーマニアを含む計18か国で保護されることとなります。

2024年9月1日までにUP申請期限を迎える欧州特許についても、ルーマニアをカバーする第二世代UPとして有効化できるようにするため、EPOは既に特例措置を実施しています。特例措置の内容は、UP登録の延期申請をUP申請と併せて行うことにより、2024年9月1日以後に欧州特許が第二世代UPとして登録されるというものです。

2023年6月11日にUPCAが発効して以来1年間に、EPOは28,450件のUP申請を受理し、約27,700件のUPを登録しました。今年付与された欧州特許のほぼ4分の1がUPとして登録されたこととなります。

### 【欧州】 欧州特許のラオスでの有効化（validation）が可能に

2024年5月13日、欧州特許庁（EPO）は、ラオス商工省と、ラオス人民民主共和国での欧州特許の有効化を可能とするバリデーショ協定を締結しました。協定の発効日はまだ公表されていません。これにより、ラオスは東南アジアではカンボジアに次いで2か国目のEPC認証国（欧州特許により付与される権利の自国での認証が国内法により規定されている国）となります。

## 欧州

2024年月7掲載

### 【欧州】欧州特許庁（EPO）、2023年の年次統計（Patent Index）を公表

EPOが2023年のPatent Indexを公表しました。

<https://www.epo.org/en/about-us/statistics/patent-index-2023>

#### 1. 出願件数

(1) EPOが実際に審査を行う、欧州特許出願（European Patent Application）の件数は、過去最高の199,275件（前年比2.9%増）となりました。

（注：本記事において、欧州特許出願の件数は、PCTルートではなく直接EPOに出願されたもの（76,625件）と、EPOへの広域段階移行手続がなされたPCT出願（122,650件）との合計を表わします。）

#### (2) 出願人の国・地域別件数

出願人を地域別に見てみますと、EPC加盟国からの出願件数が着実に増加し（前年比1.8%増）全体の43.0%を占め、次いで米国が24.2%、アジア（日本：10.8%、中国：10.4%、韓国：6.3%）が約27.5%を占めています。韓国からの出願件数は、前年比21.0%増と大きく飛躍しました。また、中国からの出願件数は、日本からの出願件数に近づきつつあります。

欧州特許出願件数の上位10ヶ国は下表の通りです。

国名	出願件数	前年比
1. 米国	48,155	+0.4%
2. ドイツ	24,966	+1.4%
3. 日本	21,520	-0.3%
4. 中国	20,735	+8.8%
5. 韓国	12,575	+21.0%
6. フランス	10,814	-1.5%
7. スイス	9,410	+2.7%
8. オランダ	7,033	+3.5%
9. 英国	5,918	+4.2%
10. スウェーデン	5,139	+2.0%



## 欧州

### (3) 技術分野別出願件数

技術分野別に見ると、2023年の出願件数が多い技術分野の1位から5位は、デジタル通信（17,749件、前年比 +8.6%）、医療機器（15,985件、前年比 +1.3%）、コンピューターテクノロジー（15,746件、前年比 +1.2%）、電気機械・電気装置・電気エネルギー（15,304件、前年比 +12.2%）、測量（9,565件、前年比 +3.5%）でした。クリーンエネルギー

や電池技術を含む電気機械・電気装置・電気エネルギー分野の成長が最も目覚ましく、デジタル通信やバイオテクノロジーも力強い成長を遂げました。

### (4) 企業別出願件数

企業別出願件数の上位10社は、下表の通りです。

企業名	出願件数	国/地域名
1. HUAWEI (ファーウェイ)	5,071	中国
2. SAMSUNG (サムスン)	4,760	韓国
3. LG (エルジー)	3,498	韓国
4. QUALCOMM (クアルコム)	3,275	米国
5. ERICSSON (エリクソン)	1,969	EPC加盟国
6. SIEMENS (シーメンス)	1,889	EPC加盟国
7. RTX	1,822	米国
8. BASF	1,445	EPC加盟国
9. ROYAL PHILIPS (フィリップス)	1,299	EPC加盟国
10. SONY (ソニー)	1,213	日本

## 欧州

### 2. 特許付与件数

2023年にEPOが付与した特許の件数は、104,609件（前年比12.8%増）となりました。

また、2023年6月に導入された新しい欧州単一効特許（Unitary Patent）が好評で、EPOが2023年に付与した特許のうち、約17.5%でUnitary Patentの申請がなされました。Unitary Patentの取得率を見ても、欧州の特許権者が25.8%と、全体の約3分の2を占めています。

付与件数の上位10ヶ国は下表の通りです。

国名	特許付与件数	前年比
1. 米国	24,976	+25.1%
2. ドイツ	15,013	+19.5%
3. 日本	13,415	+22.7%
4. 中国	8,819	+50.9%
5. フランス	6,530	+21.3%
6. 韓国	5,581	+27.3%
7. スイス	4,161	+40.1%
8. イタリア	3,345	+26.8%
9. 英国	3,109	+31.1%
10. スウェーデン	2,842	+28.1%

詳しい資料につきましては、以下のWIPOのウェブサイトから入手いただけます。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0002.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0002.html)

## 欧州

2024年7月掲載

### 【欧州】 欧州特許庁審判部、クレーム解釈について拡大審判部に質問を付託（G1/24）

2024年7月1日、欧州特許庁（EPO）審判部は、技術審判部3.2.01が中間審決（T439/22；「Heated aerosol」事件）において、以下の質問を拡大審判部に付託した旨公表しました。

付託された質問は以下の3つです。

- (1) EPC第52条から第57条が規定する発明の特許性（保護対象・新規性・進歩性・産業上利用可能性等）を評価する目的でクレームを解釈する際、EPC第69条第1項第2文およびEPC第69条の解釈に関する議定書第1条（※）は適用されるか？
- (2) 上記の特許性を評価する目的でクレームを解釈する際、明細書及び図面を参酌してもよいか？参酌してもよい場合、参酌は常に行ってもよいか、または当業者がクレームを単独で読んだ場合、不明確または曖昧であると判断した場合にのみ参酌できるとするべきか？
- (3) 上記の特許性を評価する目的でクレームを解釈する際、クレームで使用される用語に関する、明細書に明示的に示された定義または類似の情報は無視することができるか？無視できる場合は、どのような条件下でなら無視できるか？

※ クレーム中の曖昧さを解消する目的に限り明細書及び図面を参酌することが許される旨が規定されている。

EPOのプレスリリースは、以下URLから入手できます。

<https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/referral-enlarged-board-appeal-g-124-heated>

中間審決T439/22は、以下URLから入手できます。

<https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/t220439eu1>

## 欧州

2024年8月掲載

### 【欧州】英国知的財産庁、標準必須特許のリソース・ハブ立上げ

英国知的財産庁（UKIPO）は、2024年7月22日付けプレスリリースにて、標準必須特許（SEP）に関するリソース（情報）の総合的ハブ（One-stop SEPs Resource Hub）を立ち上げたと公表しました。このハブは、複雑化が進むSEPについての指針を必要とする、英国でビジネスを行う企業（特に中小企業）に対して、「ワンストップショップ」の情報提供を目指しています。また、SEP保有者とSEP実施者間の知識や情報のギャップや透明性の欠如に関する懸念解消、紛争の解決に際して有効に利用されることも目指しています。

ハブは次の4つのパートに分かれています

- ・ 技術標準と標準規格策定機関

<https://www.gov.uk/guidance/technical-standards-and-standard-development-organisations>

- ・ SEPライセンスング

<https://www.gov.uk/guidance/standard-essential-patent-licensing>

- ・ SEPライセンスにおける紛争解決と救済

<https://www.gov.uk/guidance/dispute-resolution-and-remedies-in-sep-licensing>

- ・ 追加情報：英国のSEPs判例、用語集、海外のSEP関連情報等

<https://www.gov.uk/guidance/uk-seps-case-law>

<https://www.gov.uk/guidance/glossary-of-terms>

<https://www.gov.uk/guidance/international-signposting>

詳細につきましては、以下URLからUKIPOのプレスリリースをご参照ください。

<https://www.gov.uk/government/news/one-stop-seps-resource-hub-launched-by-uk-ipo>

## 欧州

2024年10月掲載

### 【欧州】欧州統一特許裁判所（UPC）のミラノ中央部の支部が始動

ミラノに設置されることが昨年決まっていたUPC中央部の3つ目の支部が、2024年6月27日より正式に運用を開始しました。

管轄は、IPCセクションA「生活必需品」に関する事件です。

IPCセクションAには、例えば、医薬品・医療機器、診断ツール、農業（林業、漁業、畜産を含む）、食品、タバコ、家電製品、衣類、木材・家具、スポーツ・ゲーム・娯楽産業等、様々な技術分野が含まれます。このように、ミラノ中央部支部は医薬発明に関する事件を管轄するにも関わらず、医薬特許の存続期間延長（補充的保護証明書（SPC））に関する事件は管轄しないことに留意が必要です（SPCに関する事件はパリ中央部支部の管轄となっています）。

UPC公表資料によりますと、2024年5月末までの支部別の訴訟受理件数を、受理件数の多い支部のみについて示すと以下の通りです。

- ・パリ中央部支部：35件の取消訴訟、1件の侵害訴訟、1件の非侵害宣言訴訟
- ・ミュンヘン中央部支部：4件の取消訴訟
- ・ミュンヘン地方支部：54件の侵害訴訟
- ・デュッセルドルフ地方支部：27件の侵害訴訟

[https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc\\_documents/Case%20load%20of%20the%20Court\\_end%20May%202024\\_final.pdf](https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_documents/Case%20load%20of%20the%20Court_end%20May%202024_final.pdf)

## 欧州

2024年10月掲載

### 【欧州】 欧州特許庁（EPO） 2023年次レビューを公表

EPOは、2024年6月27日付けで、2023年次レビュー（Annual Review 2023）を公表しました。2023年に、欧州特許条約(EPC)は発効50周年を迎えました。この機会に、EPOの活動内容を広く一般の方々に知ってもらうためのイベントや、ソーシャルメディア等におけるキャンペーンが数多く行われたことが紹介されています。また、2023年はEPOの「戦略計画2023」の最終年度にあたるため、当該計画の5つの目標それぞれについての成果が詳しく紹介されています。

「戦略計画2023」の詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年11月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13996/>

2023年次レビューによりますと、例えば、目標1「熱意に満ち、知識が豊富で、かつ協力的な組織の構築」の項目では、2022年に実施されたStaff Engagement Surveyの結果と比較して、権限委譲、多様性、柔軟性など、13項目中10項目で改善が見られました。

目標2「ITシステムの簡素化及び近代化」については、特許付与プロセスおよび庁内プロセスのデジタル化比率は、2019年末の51.3%から、2023年末には87.8%に上昇しました。

年次レビュー2023（Annual Review 2023）の全文は、EPO公式ホームページ（以下URL）から入手できます。

<https://link.epo.org/web/general/annual-review-2023/en-annual-review-2023.pdf>

## 欧州

2024年10月掲載

### 【ロシア】維持年金に関する改定

2024年9月27日、ロシア政府は政令第1278号（2024年9月18日付）を公布し、特許・実用新案の料金及び納付期限等を改定しました。施行日は2024年10月5日です。

#### 主な改定点

あらゆるオフィシャルフィーが値上げとなり、特に維持年金が10～25%と大きく値上げされました。また、電子申請に対する30%減額制度が廃止されました。

#### 維持年金

特に大きく改正された維持年金について以下にまとめました。

特許及び実用新案の維持年金支払方法は、以下の通り、5年分を一括で支払う方式に変わりました。

第1回目：最初の5年分の維持年金を特許付与決定通知発行日から2か月以内に、特許付与手数料とともに支払う

第2回目：第6～10年分の維持年金を一括で支払う

第3回目：第11～15年分の維持年金を一括で支払う

第4回目：第16～20年分の維持年金を一括で支払う

#### 適用範囲

この改定は、(1) 国内出願に基づく特許、分割特許、及びPCT出願に基づく特許、並びに(2) 実用新案登録に適用されます。また、SPC（補充的保護証明書）による延長登録に係る維持年金は、基礎となった特許の有効期間最終年度に一括で支払う必要があります。

#### 経過措置

次回年金支払日が2024年10月5日以降の場合は、次の5年間の維持年金金額から、すでに支払われた金額を差し引いて支払う必要があります。

#### 猶予

5年ごとの維持年金の支払いには6か月の猶予期間が設けられています。なお、最初の5年間の維持年金に限り、12か月の猶予期間が設けられています。

ロシアの維持年金は、更新日の12ヶ月前から支払いが可能です。

詳細につきましては、ロシア特許庁の以下URLをご参照ください。

<http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202409270029?index=1>

## 欧州

2024年10月掲載

### 【欧州】 欧州特許庁が支払不要の維持年金の自動返金を開始

2024年10月7日より、欧州特許庁（EPO）は、支払不要であるにも関わらず支払われてしまった維持年金について、自動返金を開始しました。これにより、出願人とEPO双方の事務負担が軽減されます。EPOによりますと、毎年、不要であるにも関わらず支払われてしまった数千件もの維持年金について、煩雑な返金処理が生じていました。今回の措置により、不要な維持年金の支払いが自動的に検出され、支払元に直接返金されることになりました。これは、「戦略計画2028」に掲げる、維持年金の支払処理の合理化の一端を担うものです。

欧州統一特許裁判所（UPC）制度の下、2023年に初めて、不要であるにも関わらず支払われてしまった維持年金に対する自動返金メカニズムが導入されました。今回の措置は、UPCのメカニズムをEPOの維持年金支払に導入するものです。

詳細につきましては、EPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.epo.org/en/news-events/news/repayment-renewal-fees-which-are-not-due?mtm\\_content=general&mtm\\_keyword=epo-newsletter&mtm\\_medium=newsletter-19](https://www.epo.org/en/news-events/news/repayment-renewal-fees-which-are-not-due?mtm_content=general&mtm_keyword=epo-newsletter&mtm_medium=newsletter-19)



## WIPO

2024年1月掲載

### 【WIPO】グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2023年版公表

世界知的所有権機関（WIPO）から、グローバル・イノベーション・インデックス（GII: Global Innovation Index）2023が公表されました。2023年版GIIでは、日本を含む世界132の国・経済圏における世界的なイノベーションの動向等が80の指標を用いてランク付けされています。

2023年版GIIによりますと、世界でイノベーションが進んでいるのは、スイス（1位）、スウェーデン（2位）、米国（3位）でした。アジアでは、シンガポール（5位）、韓国（10位）、中国（12位）、日本（13位）、香港（17位）が上位にランクインしています。

日本の強みは、PCT国際特許出願（1位）、パテントファミリー数（1位）、国内市場規模（1位）等であり、弱みは教育への支出率（104位）、労働生産性の伸び（111位）等が挙げられています。

また、2023年版GIIに先立って公表されたプレスリリースによりますと、世界をリードする科学技術活動が集中している地域（科学技術クラスター）は、東京-横浜（日本）が世界最大で、深セン-香港-広州（中国、香港（中国））、ソウル（韓国）がこれに続いています。トップ5の科学技術クラスターはいずれも東アジアにあり、米国のサンノゼ-サンフランシスコ・クラスターが6位となりました。

2023年版GII の全文は以下URLからご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/global\\_innovation\\_index/en/2023/](https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2023/)

日本語によるサマリー版は以下URLからご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2023/article\\_0011.html](https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2023/article_0011.html)

科学技術クラスターのランキングは以下URLからご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2023/article\\_0009.html](https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2023/article_0009.html)

## WIPO

2024年2月掲載

### 【WIPO】2022年、世界の特許出願件数が過去最高を記録

世界知的所有権機関（WIPO）は、年次報告書「世界知的財産指標（World Intellectual Property Indicators）2023」を公開し、2022年の世界の特許出願件数は2021年の3,400,500件を上回る3,457,400件（前年比約1.7%増）であったと公表しました。

特許庁別受理件数の第1～5位は、中国（CNIPA：1,619,268件、前年比約2.1%増）、米国（USPTO：594,340件、前年比約0.5%増）、日本（JPO：289,530件、前年比約0.1%増）、韓国（KIPO：237,633件、前年比約0.2%減）、欧州特許庁（EPO：193,610件、前年比約2.6%増）でした。これら五庁で世界総計の約85%を占めています。

中でも、中国が全世界出願件数の約半数（約46.8%）を占めています。

また、6位となったインドは前年比約25.2%増の77,068件と、大きな伸びを見せました。

地域別では、全世界の特許出願件数に占めるアジアの割合は68%となり、ここ10年間で約11.9%シェアが拡大しました。北米は18.3%、欧州は10.3%、アフリカ、中南米・カリブ諸国及びオセアニアの合計は3.5%でした。

2022年の統計では、世界の有効な特許件数は、前年比約4.1%増の約1,730万件と推定されています。国別有効特許保有件数の第1～5位は、中国（約420万件）、米国（約330万件）、日本（約200万件）、韓国（約120万件）、ドイツ（約92万件）でした。中国の伸びは目覚ましく、前年比約17.6%増となり、全世界の有効特許件数の約1/4を占めています。

「世界知的財産指標レポート」の詳細につきましては以下のWIPOのウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-941-2023-en-world-intellectual-property-indicators-2023.pdf>

## WIPO

2024年4月掲載

### 【WIPO】2023年のPCT国際出願件数を発表-前年比1.8%減

世界知的所有権機関（WIPO）の発表によりますと、2023年のPCT国際特許出願件数は、2022年比で1.8%減の272,600件となり、14年ぶりに対前年比減少となりました。ダレン・タンWIPO事務局長は、減少の理由を「金利上昇と経済不確実性の影響を受けたため」としています。

2023年における上位10ヶ国の出願件数、全世界の出願件数に対するシェア及び2022年比は、以下の通りです。

	国名	出願件数	全世界の出願件数に対するシェア	2022年比
1	中国	69,610	25.54%	0.58%減
2	米国	55,678	20.42%	5.35%減
3	日本	48,879	17.39%	2.92%減
4	韓国	22,288	8.18%	1.20%増
5	ドイツ	16,916	6.21%	3.17%減
6	フランス	7,916	2.90%	2.00%増
7	英国	5,586	2.05%	2.27%減
8	スイス	5,382	1.97%	1.18%減
9	スウェーデン	4,323	1.59%	3.53%減
10	オランダ	4,258	1.56%	5.79%増

アジアからの出願件数が全体の55.7%を占めており、10年前の40.5%から大幅に増加しています。特にインドは2022年比で44.6%増と飛躍的な伸びを示しました。

出願人別にみえますと、中国のファーウェイ（6,494件）が6年連続トップとなり、韓国のサムサン電子（3,924）、米国のクアルコム（3,410）がこれに続いています。

公開されたPCT国際出願の技術分野別の出願件数の1～5位及びその占有率は、コンピュータ技術（27,276件、10.2%）、デジタル通信（25,124件、9.4%）、電気機械（21,059件、7.9%）、医療技術（17,868、6.7%）、製薬（12,425件、4.7%）でした。

詳しい資料につきましては、以下のWIPOのウェブサイトから入手いただけます。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0002.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0002.html)

# WIPO

2024年6月掲載

## 【WIPO】知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する新条約採択

世界知的所有権機関 (WIPO) は2024年5月24日、長年交渉を続けていた、“WIPO TREATY ON INTELLECTUAL PROPERTY, GENETIC RESOURCES AND ASSOCIATED TRADITIONAL KNOWLEDGE” (知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関するWIPO条約) の採択に至りました。この条約は、WIPOにとって、10年以上ぶりの新しい条約であると同時に、先住民族や地域社会が保有する遺伝資源や伝統的知識を扱う初めての条約でもあり、植民地の入植者に搾取されてきた先住民の知的財産を保護することを目的としています。

この条約発効により、特許出願でクレームされた発明が遺伝資源を利用するものである場合、各締約国は、出願人に遺伝資源の原産国または出所の開示を要求することとなります。遺伝資源に基づく発明とは、例えば、南米アンデス山脈に生息する植物に由来する新薬などが挙げられ、対象は医薬品だけでなく、化粧品等にも及びます。

詳細につきましては、以下URLからWIPOプレスリリースをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0007.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0007.html)

## WIPO

2024年7月掲載

### 【WIPO】10年間の生成AI発明件数公表、中国が最多

世界知的所有権機関（WIPO）が2024年7月3日に公表したデータ“WIPO Patent Landscape Report on Generative AI”によりますと、2014年から2023年の10年間の生成AI関連の発明件数\*は約54,000件であり、このうちの約25%は2023年に創出されたものでした。

\*発明件数は、パテントファミリー一つを1発明としてカウントしています。

国別上位5ヶ国には中国(38,210件)、米国(6,276件)、韓国(4,155件)、日本(3,409)、インド(1,350件)がランクインしました。1位の中国の件数は2位の米国の約6倍でした。また、上位5ヶ国のうち、インドは対前年比56%増と高い伸び率を記録しました。

出願人別に見てみますと、騰訊控股（テンセント：2,074件）、中国平安保険（1,564件）、百度（バイドゥ：1,234件）、中国科学院（607件）、IBM（601件）がトップ5にランクインしました。

“WIPO Patent Landscape Report on Generative AI”の全文はWIPOの以下URLから入手できます。

<https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-genai/index.html>

2024年7月3日付けプレスリリースは、以下URLから入手できます。

[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0009.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0009.html)

## WIPO

2024年10月掲載

### 【WIPO】グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2024年版公表

世界知的所有権機関（WIPO）から、グローバル・イノベーション・インデックス（GII: Global Innovation Index）2024が公表されました。2007年に始まったGIIは、イノベーションの測定という課題を設定し、経済政策を決定する上での土台となりました。2024年版GIIでは、日本を含む世界130を超える国・経済圏における世界的なイノベーションの動向等が78の指標を用いてランク付けされています。

2024年版GIIによりますと、世界でイノベーションが進んでいるのは、スイス（1位）、スウェーデン（2位）、米国（3位）でした。アジアでは、シンガポール（4位）、韓国（6位）、中国（11位）、日本（13位）、香港（18位）が上位にランクインしています。

過去10年の間に最も急速にランキングが向上したのは中国、トルコ、インド、ベトナム、フィリピンでした。

#### GIIの主な調査結果

- ・リスク・ファイナンスの悪化する状況を反映して、ベンチャー・キャピタル取引額は、2021年の非常に高い水準から急激に下落し、2022年には36%の減少、2023年にはさらに39%の減少となりました。
- ・国際特許出願件数は、2023年に8%減少し、2009年以来初めての減少となりました。
- ・昨年のグリーンテクノロジーの進歩は、この10年間の平均を下回り、スーパーコンピューターのエネルギー消費の削減と電池の価格引下げを維持することの難しさが浮き彫りになりました。

2024年版GIIの全文は以下URLからご覧いただけます。<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2000-2024-en-global-innovation-index-2024.pdf>

日本語によるサマリー版は以下URLからご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article\\_0013.html](https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0013.html)

## WIPO

2024年11月掲載

### 【WIPO】2023年、世界の特許出願件数が過去最高を記録

世界知的所有権機関（WIPO）は、年次報告書「世界知的財産指標（World Intellectual Property Indicators）」を公開し、2023年の世界の特許出願件数は初めて350万件を超え、4年連続で成長を記録したと公表しました。

特許庁別受理件数の第1～5位は、中国（CNIPA：1,640,00件、対前年比3.6%増）、米国（USPTO：518,364件、対前年比2.5%増）、日本（JPO：414,413、対前年比2.2%増）、韓国（KIPO：287,954件、対前年比5.7%増）、ドイツ（DPMA：133,053件、対前年比1.4%増）でした。また、6位となったインドは前年比約15.7%増の64,480件と、大きな伸びを見せました。なお、過去10年間で出願件数の増加が毎年報告されているのはインドだけです。

地域別では、全世界の特許出願件数に占めるアジアの割合は68.7%となり、ここ10年間で約10.3%シェアが拡大しました。北米は17.8%、欧州は10.3%でした。

2022年に公開された特許出願を技術分野別に見てみますと、上位5位は、コンピューター技術（12.4%）、電気機械（6.8%）、計測（5.9%）、医療技術（5.4%）、デジタル通信（5.3%）となりました。このうち、2012年から2022年までに2桁の伸びを示した分野は、コンピューター技術（+10.7%）のみでした。

「世界知的財産指標レポート」の詳細につきましては以下のWIPOのウェブサイトをご参照下さい。  
[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article\\_0015.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0015.html)

## アジア

2024年1月掲載

### 【インドネシア】特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム-2026年まで延長

日本国特許庁（JPO）は同庁のウェブサイトにて、インドネシア知的財産総局（DGIP）とのPPH試行プログラムを、2024年1月1日から3年間延長したことを公表しました。新しい試行期間は2026年12月31日に終了する予定ですが、必要に応じて延長されます。

また、2024年1月より、DGIPが受け付けるPPH申請の時期的要件が緩和されました。従来は、出願公開後6月の異議申立て期間経過後にPPH申請が可能でしたが、今般、この時期的要件が撤廃されました。

尚、弊所知財トピックス2019年8月掲載分でお知らせさせていただいた通り、2019年5月より、DGIPへのPPH申請については、追加の手数料が必要となりました。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/6972/>

また、弊所知財トピックス2021年8月掲載分の通り、2021年1月より、本プログラムにおいて、PPH-MOTTAINAIが利用可能となりました。ただし、第1庁がJPO又はDGIPの場合に限ります。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10031/>

手続の詳細等につきましてはJPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_indonesia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html)

### 【台湾】TIPO、「令和6年能登半島地震」に関する救済措置公表

台湾知的財産局（TIPO）は、2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に関して、以下の救済措置を2024年1月2日に公表しました。

専利（特許、実用新案、意匠）・商標の出願人は、2024年1月1日に石川県で発生した大地震の影響により各種手続の法定期間を徒過した場合、証明書類を添えて原状回復を申請することができる。

TIPOは原則として案件それぞれに対して個別に具体的状況を参酌し寛大に取り扱うものとする。

原文につきましては、TIPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-931688-a0360-1.html>

台湾の専利法第17条及び同法施行規則第12条、商標法第8条及び同法施行規則第9条の規定によりますと、専利および商標の各種出願について、天災又は自らの責任に帰することのできない事由により法定期間を徒過した場合、原状回復を申請することができるとあります。原状回復の申請に際しては、それと同時に、期間内に行うべきであった手続を補完しなければならず、また、期間徒過の理由を説明の上、証明書類を添えなければなりません。今回のTIPOの措置はこの規定に基づくものです。



## アジア

2024年1月掲載

### 【タイ】特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム-2025年まで延長

日本国特許庁（JPO）とタイ商務省知的財産局（DIP）は、PPH試行プログラムを2014年1月1日より実施しています。

今般、2024年1月1日より、試行期間が2年間延長されました。新しい試行期間は2025年12月31日に終了する予定ですが、必要に応じて延長されます。

尚、2022年1月17日より、DIPにPPHを申請する際の申請書の様式が変更されています。具体的には、提出を省略する書類について、オフィスアクション、特許可能と判断された請求項の写し、引用文献を別々のリスト形式で明記する必要があります。

この変更については、弊所知財トピックス2022年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/11366/>

手続等の詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_thailand\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_thailand_highway.html)

## アジア

2024年2月掲載

### 【中国】遅延審査制度の変更点について

中国における発明専利遅延審査制度は、2019年の審査指南の改訂により導入されたもので、2019年11月1日から施行されています。出願人が実体審査請求と同時に、実体審査請求書の「遅延審査を請求する」欄の「1年」、「2年」、「3年」の該当箇所のチェックボックスにチェックを入れることで、発明専利の審査を遅らせることが可能です。

2024年1月20日に施行された中華人民共和国専利法実施細則（以下「実施細則」という）では、「出願人は、専利出願について遅延審査を請求することができる」（実施細則第56条第2項）との条文が設けられ、遅延審査制度が条文化されました。

詳しくは弊所知財トピックス、中国での権利化実務紹介をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/wp/wp-content/uploads/51cfb9fc1e50a614cc4f75a4d16881d4.pdf>

従来の運用では、一旦、遅延審査の請求をすると取下げができませんでしたが、2024年1月20日施行の「実施細則」では、出願人は遅延審査の請求を取下げることができることが明記されています。また、意匠専利出願の審査遅延可能期間が、従来の「1年」、「2年」又は「3年」から、「月」ごとに最長で遅延審査請求の発効日より「36月」までに柔軟化されました。

さらに、これまで遅延審査請求ができなかった実用新案専利出願でも、遅延審査請求の発効日より「1年」の遅延審査請求が可能となりました。

発明専利の遅延審査のメリットにつきましては、弊所知財トピックス2023年9月掲載分の「CNIPA、発明専利出願の遅延審査に関するガイドラインを公表」をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14087/>

## アジア

2024年2月掲載

### 【ミャンマー】意匠登録出願受付開始-2024年2月1日より

ミャンマーでは、2019年1月30日に工業意匠法（Industrial Designs Law、以下、意匠法と称します）が制定されました。

弊所知財トピックス2019年5月掲載分もご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/6317/>

意匠法が制定されたものの、実際の運用に必要な施行規則が公表されず、意匠法の施行日も不明なままでしたが、2023年9月29日に施行規則が公布され、2023年10月31日には意匠法が施行されました。詳細につきましては弊所知財トピックス2023年11月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/14282/>

意匠登録出願の受付が2024年2月1日より正式に開始されました。

出願後、一次審査が行われ、登録要件を満たしていると認められた場合、出願に係る意匠が公開されます。公開から60日以内に、利害関係人は、異議申立が可能です。異議申立が無い場合、意匠は正式に登録されます。

現在のところ、一次審査の期間等の詳細は不明です。

## アジア

2024年2月掲載

### 【台湾】スタートアップ企業向け積極型特許審査パロット・プログラムについて

台湾知的財産局（TIPO）は2021年に、設立から5年未満の国内外の特許出願人を対象とした、「スタートアップ企業向け積極型特許審査パロット・プログラム」を開始し、2022年には適用対象を、設立8年未満のスタートアップ企業にまで拡大しました。

TIPOによりますと、このプログラムに参加することにより、スタートアップ企業は、その特許出願に関する先願の有無を早期に知ることができます。また、TIPO側から積極的に面接の機会を与え、出願人にアドバイスが可能となります。その結果、拒絶理由がある場合でもプログラム申請から最短4か月で特許取得が可能であり、拒絶理由がない場合には、プログラム申請から1か月以内に特許査定を通知することも可能です。

今般、TIPOは過去2年間のプログラムの成果を評価した結果、2023年12月31日に満了となった、試行期間を1年間延長するとともに、プログラム申請要件を緩和することとしました。

#### 主な要件等

- ・プログラム申請できるのは、設立8年未満のスタートアップ企業です。
- 従来は、特許出願時の出願人が、スタートアップ企業でなければならないとされていましたが、プログラム申請時の出願人がスタートアップ企業であれば申請可能となりました。
- ・日本のスタートアップ企業が申請する場合は、会社の設立日を証明する書類（原本）とその中国語翻訳文を提出する必要があります。
  - ・プログラムの対象となる出願は、出願時に代理人を選任した特許出願に限られます。
  - ・申請が可能な期間は、TIPOから実体審査が開始される旨の通知を受けた後、最初の拒絶理由通知の受領前までです。
  - ・申請にあたり、追加の手数料は不要です。
  - ・TIPOは毎月6件の申請を受理することができ、スタートアップ企業1社あたり年間5件まで申請が可能です。

## アジア

2024年3月掲載

### 【シンガポール】WIPO-シンガポールASEAN調停プログラム、初の調停成功

シンガポール政府と世界知的所有権機関（WIPO）は、その協力の一環としてASEAN調停プログラム（ASEAN Mediation Programme、AMP）を提供しています。このプログラムを利用することにより、ASEAN諸国の知財権紛争当事者は、WIPO仲裁調停センターのシンガポール事務所が管理する調停について、所定の資金援助を受けることが可能です。

AMPの詳細につきましては、WIPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/singapore/news/2023/news\\_0011.html](https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/singapore/news/2023/news_0011.html)

今般、AMPは、同族関係にある3つの事業者間の商標権紛争において、初めての調停に成功しました。従来の訴訟では1～2年を要するところ、1日で和解契約が成立しましたので、紛争当事者は調停費用の助成によるコスト削減に加え、時間の節約というメリットも享受できました。

紛争当事者は当初、特に同族関係の歴史的背景から、それぞれの主張を固辞していたようですが、調停プロセスが進むにつれて、徐々に歩み寄りを見せた結果、解決に至りました。

調停では、調停人が重要な役割を果たします。当事者に、感情ではなく「現実の確認」を促すことで、前進しうる道筋の理解を助けます。

AMPでは、シンガポール知的財産局（IPOS）の「Young IP Mediator（若手知財調停人）」プログラムで任命された調停人が「シャドー・メディエーター（影の調停人）」として調停を傍聴することとなっています。これにより、AMPはシンガポールの調停人材の育成にも貢献しています。

今回の調停成功事例の詳細につきましては、IPOSの以下URLをご参照ください。

<https://www.ipos.gov.sg/news/press-releases/ViewDetails/first-successful-mediation-under-wipo-singapore-asean-mediation>

## アジア

2024年3月掲載

### 【韓国】韓国型証拠収集制度導入予定

韓国には証拠収集制度が設けられていないため、侵害訴訟で特許権者等が侵害行為を立証するための証拠の確保が困難であり、特許の保護が不十分であるとの指摘がかねてよりありました。

また、2019年に施行された懲罰的損害賠償制度や2020年に改正された損害賠償額の算定方式の実効性を確保するためにも、侵害者が持っている証拠を容易に入手できる方法の確立が必要であるという意見がありました。

そこで、韓国特許庁（KIPO）と国会は、2020年から韓国の現状に適した「韓国型証拠収集制度（K-ディスカバリー）」の導入を進めてきました。

今般公表された「韓国型証拠収集制度」最終案には、①裁判所から指定を受けた専門家が侵害場所で侵害の立証及び損害額の算定に必要な資料を調査し、それをまとめた結果報告書を証拠として活用する専門家事実調査、②裁判所が当事者に証拠の滅失と毀損防止を命令する資料保全命令、③裁判所職員の立会いのもと、法廷外で、当事者が証人の尋問を行い、その記録を証拠として活用する当事者間証言録取、④専門家事実調査で知得した事実に対して専門家に秘密保持を課す専門家の秘密保持規定の導入が含まれます。

最終案では、産業界の意見を反映して、専門家事実調査の開始要件を厳格化し、特許権の「侵害可能性」を「相当な侵害可能性」とするとともに、証拠を収集する他の手段がない場合にのみ専門家事実調査を開始できるという限定を設けています。また、被調査者の防御権を保障するため、被調査者は専門家事実調査の開始決定に対して意見陳述を行うことができ、専門家を忌避することも可能としています。更に、専門家による営業秘密の漏洩が生じた場合の罰則も強化して被調査者の防御権保障に配慮したものとなっています。

今後、KIPOは最終案に対する業界及び専門家の意見をまとめた上で、立法手続きに入る予定です。

## アジア

2024年3月掲載

### 【インド】特許規則改正-2024年3月15日施行

2024年3月15日、インド特許規則改正 (Patents (Amendment) Rules, 2024 : 新規則) が公表され、同日施行されました。

内容については、2023年8月に公表された特許規則改正案に、若干の修正が加わったものの、方針としては大きな変更はありません。

特許規則改正案につきましては、弊所知財トピックス2023年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/14078/>

主なポイントは以下の通りです。

#### 1. 実施報告義務の軽減 (規則131)

旧規則では、Form 27 (実施報告書) は、特許が付与された年の翌会計年度末から6ヶ月以内に、毎年1度の提出が求められていました。新規則では、3会計年度に1度の提出でよいこととなりました。

また、Form 27の様式が変更となり、インドにおける製造及び/又は輸入から生じる収益等に関する情報や、実施に向けての対策の記載が不要となりました。

さらに、期限を徒過した場合でも、Form 4の提出と手数料の支払いにより、Form 27の提出が可能となりました。

#### 2. 対応外国出願に関する情報提供義務の軽減 (規則12 (2) )

特許法第8条(1)(a)に基づく対応外国出願に関する陳述書 (Form 3) は、出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります (規則12 (1A) ) 。

特許法第8条(1)(b)では、出願人は、インド出願の特許付与日まで対応外国出願の情報を通知し続ける旨の誓約書 (追加のForm 3と称します) を提出しなければならないと規定されていますが、新規則施行により、追加のForm 3の提出は、最初のオフィス・アクション発行日から3ヶ月以内の1度でよいこととなりました (規則12 (2) ) 。

また、Controllerは、対応外国出願の情報を検討するために、アクセス可能なデータベースを使用することができるとの文言が追加されました (規則12 (3) ) 。

#### 3. 審査請求期限 (規則24条B(1))

旧規則では、審査請求期限は、最先の優先日から48ヶ月以内とされていたところ、新規則では、最先の優先日から31ヶ月以内に短縮されました。

2024年3月14日以前の出願に関しては、旧規則が適用されます。

#### 4. 維持年金の減額 (規則80 (3) )

4年以上の維持年金を、e-filingで前払いした場合、10パーセント減額されます。

新規則 (Patents (Amendment) Rules, 2024) の全文につきましては、以下URLをご参照ください。

<https://ipindia.gov.in/rules-patents.htm>

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_83\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rule\\_2024\\_Gazette\\_Copy.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_83_1_Patent_Amendment_Rule_2024_Gazette_Copy.pdf)

(編集者注：2024年4月掲載分の続報もご参考ください。)

## アジア

2024年4月掲載

### 【インド】特許規則改正-2024年3月15日施行（続報）

2024年3月15日、インド特許規則改正（Patents (Amendment) Rules, 2024：新規則）が公表され、同日施行されました。

以下URLの弊所知財トピックスにて速報版を掲載しております。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14854/>

現地代理人からその後届いた情報を加筆して、以下にまとめました。但し、まだ不明な事項もあり、今後、特許庁から新たな説明や変更等が公表される可能性があるようです。

#### 1. Form 27（実施報告書）

特許が付与された年の翌会計年度から、3会計年度に1度の提出が必要です。

特許付与日とForm 27の提出期限について、以下にまとめました。

特許付与日	Form27 提出期限	実施/不実施 報告対象年度
2022年4月1日以前 (2023年9月30日までに Form 27 提出済の案件)	2026年9月30日	2023年4月1日～2026年3月31 日の3会計年度分
2022年4月1日～2023年3 月31日	2026年9月30日	2023年4月1日～2026年3月31 日の3会計年度分
2023年4月1日～2024年3 月31日	2027年9月30日	2024年4月1日～2027年3月31 日の3会計年度分
2024年4月1日～2025年3 月31日	2028年9月30日	2025年4月1日～2028年3月31 日の3会計年度分

（編集者注：この後、Form27の提出期限について、様々な解釈がなされ、大混乱状態に陥りましたが、2024年8月26日に、特許庁の正式見解が公表されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス8月掲載分

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15675/>をご参照ください。）

関連する特許が複数ある場合、特許権者が同じであれば、1つのForm 27でまとめて提出可能です。特許権が共有に係る場合も、複数の特許権者が1つのForm 27でまとめて提出可能ですが、特許権者とライセンシーは、それぞれ別途に提出する必要があります。

新しいForm 27には、特許発明がインド国内で実施されているか否か、実施されていない場合はその理由、ライセンスが可能かどうかの記載が必要です。

インドにおける製造及び/又は輸入から生じる収益に関する情報や、実施に向けての対策の記載は不要となりました。また、Form 4の提出と手数料（1ヶ月約120USドル）の支払いにより、最長3ヶ月までForm 27の提出期限延長が可能となりました（規則131条（2））。



## アジア

### 対応外国出願に関する情報提供

インドで特許出願する出願人は、自身が外国において出願した対応出願に関する事項についての陳述書（Form 3）を出願日から6ヶ月以内に提出しなければなりません（特許法第8条(1)(a)、規則12（1A））。この点には変更はありません。

特許法第8条(1)(b)に基づく、その後のForm 3の提出は、最初の審査報告書（First Examination Report）発行日から3ヶ月以内のみとなりました（規則12（2））。

但し、審査段階で、Controllerから求めがあった場合は、2ヶ月以内にForm 3の提出が必要です（規則12（4））。

また、Form 4の提出と手数料（1ヶ月約120USドル）の支払いにより、最長3ヶ月までForm 3の提出期限延長が可能となりました（規則12（5））。

### 自発的分割出願

新規則では、規則13（2A）の追加により、仮出願や完全出願の明細書の記載や、すでに出願された分割出願を基にした新たな分割出願が可能となりました。

### 審査請求期限

旧規則では、審査請求期限は、最先の優先日から48ヶ月以内とされていたところ、新規則では、最先の優先日から31ヶ月以内に短縮されました。

新規則はインドでの出願日（PCT出願の場合はインド国内移行日）が2024年3月15日以降の出願について適用されます（規則24条B（1））。

但し、下記項目6の規則138条の適用により、手数料（1ヶ月約600USドル）の支払いにより、1回につき最長6ヶ月、期限満了前に手続きすることで何度でも延長が可能となり得ます（規則138条）。

### 付与前・付与後異議申立

付与前異議申立には手数料（約250 USドル）の支払いが必要となりました。

付与前異議申立があった場合は、Controllerは異議理由の妥当性を検討し、出願に通知することが義務づけられました（規則55（3））。出願人は通知から2ヶ月以内に答弁書や証拠の提出が可能です（規則55（4））。異議申立人の希望により、聴聞の機会が与えられます（規則55（5A））。特許出願が維持可能であると判断された場合、当該出願は「迅速審査（規則24C）」の規定に基づいて審査されます（規則55（5B））。

付与後異議申立では、異議申立通知受領後、特許権者の答弁書提出期限が、旧規則の3ヶ月以内から2ヶ月以内に短縮されました（規則56（4））。

### 期間の延長

旧規則では、国内段階移行期限等、一定の手続きは延長対象から除外されていましたが、新規則では、規則に定めるすべての手続きの指定期限は、Controllerによりその遅延及び延長を認められ得るとされています。期限満了前までにForm 4の提出と手数料（1ヶ月約600USドル）の支払いにより、最長6ヶ月まで延長が可能で、延長された期限満了前までにさらにForm 4の提出と手数料の支払いにより、複数回の延長が可能です（規則138条：Power to extend time specified or condone delay）。

但し、現地代理人によりますと、この規定の解釈に、特許庁との齟齬が生じる恐れもありますので、期限内の手続きが奨励されます。

詳細につきましては、インド特許庁以下URLをご参照ください。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_83\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rule\\_2024\\_Gazette\\_Copy.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_83_1_Patent_Amendment_Rule_2024_Gazette_Copy.pdf)

## アジア

2024年4月掲載

### 【韓国】先端技術の優先審査制度の対象を二次電池まで拡大

韓国では、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象とし、その技術だけを専門に審査する専門審査官制度を取り入れています。

2022年11月1日から半導体分野の優先審査を開始し、2023年11月1日からはディスプレイ分野を優先審査の対象に加えました。

これにより、例えば、半導体分野の優先審査において、通常審査では平均12.7ヶ月を要していた審査期間が平均1.9ヶ月にまで短縮されました。

詳しくは、弊所知財トピックス2023年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14333/>

韓国特許庁（KIPO）は、2024年2月19日から、さらに、二次電池関連特許出願を優先審査の対象に加えました。具体的には、二次電池素材・部品・装備、製造又は設計技術と直接関連する特許出願であって、二次電池関連製品あるいは装置などを韓国内で生産するか、生産の準備をしている企業等の出願が挙げられます。この基準を満たしていれば、日本の企業の出願も優先審査の対象となり得ます。

優先審査対象に加わることで、審査期間が、平均22.9ヶ月（2022年時点）から平均2ヶ月に短縮されることが期待されます。

## アジア

2024年6月掲載

### 【韓国】特許法等の一部改正-懲罰的損害賠償額上限を5倍に引上

特許権侵害行為及び営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償を強化する特許法の一部改正案と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案が、韓国国会の本会議で可決されました。

#### 1. 改正の趣旨

現行法では、故意的な特許権侵害行為や営業秘密侵害行為等に対して、損害額の3倍を超えない範囲での損害賠償を認める、懲罰的損害賠償規定が設けられています。

しかし、技術盗用等が組織的、特に大企業により行われた場合、被害を受けた中小企業・スタートアップにとって、長い訴訟期間や訴訟費用等は大きな負担となるのに対して、損害賠償額や処罰が十分でないとの指摘がありました。

そこで、懲罰的損害賠償額の上限を上げると共に、侵害行為を行った者の雇用主等の処罰を厳格化することにより、組織的な犯罪行為を抑制し、被害救済の実効性を確保するための改正が盛り込まれました。

#### 2. 主な改正内容

- ① 他人の特許権又は専用実施権に対する侵害行為が故意であるものと認められる場合、懲罰的損害賠償額の上限が現行の3倍から5倍に上げられます(特許法第128条8項)。
- ② アイデア奪取(盗用)及び営業秘密侵害行為が故意であるものと認められる場合、懲罰的損害賠償額の上限が現行の3倍から5倍に上げられます(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第6項)。
- ③ 法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員が、その法人の業務に関して不正競争行為又は営業秘密侵害行為を行った場合、その法人の罰金刑の上限が現行の行為者と同額から行為者の3倍に引き上げられます(同法第19条)。

改正案は2024年2月20日に公布され、2024年8月21日に施行される予定です。

## アジア

2024年6月掲載

### 【ミャンマー】特許法施行-2024年5月31日

ミャンマー国家統治評議会（SAC）は、2024年6月1日付通達No. 106/2024を発行し、特許法（2019年 Pyidaungsu Hluttaw Law No.7）が2024年5月31日に施行された旨公表しました。

特許規則がまだ公表されておらず、具体的な出願・登録に関する要件や手続はまだ不明です。さらに、知的財産局（IPD）の手数料や公式書式もまだ公表されていません。これらが公表された後、ミャンマーでの特許出願が可能となります。

尚、ミャンマーはパリ条約及び特許協力条約（PCT）にはまだ加盟していませんが、施行された特許法には、パリ条約やPCTに関する規定があることから、条約批准の手続が完了次第、これらの規定が発効するものと思われる。

（編集者注：ミャンマーではその後、特許規則が制定された旨の通知書が発行されました。P74をご参照ください）

### 【韓国】2023年の韓国特許出願動向

2023年の韓国産業財産権の出願統計が韓国特許庁より公表されました。このうち、特許について、主要な統計を以下にまとめました。

特許出願件数は、対前年比2.4%増の243,310件で過去最高となりました。

特に、半導体（+12.3%）、二次電池（+5.4%）、人工知能（+4.2%）、デジタル通信（+10.3%）などの先端産業分野で目覚ましい伸びを示しました。

海外出願人の国籍をみてみますと、米国、日本、中国、ドイツ、フランスが上位5ヶ国を占め、これら5ヶ国からの出願で海外からの出願全体の約80%を占めました。

## アジア

2024年7月掲載

### 【香港】香港知的財産局、電子登録証発行

香港知的財産局（HKIPD）は、2024年6月28日より、商標・特許・意匠の電子登録証の発行を開始しました。

紙の登録証発行を希望する場合は、以下の期間内に、書面での申請が必要です。

- (a) 商標出願：出願公告日から6週間以内
- (b) 特許出願：特許付与の公告通知日から2週間以内
- (c) 意匠出願：出願の受理通知日から2週間以内

詳細につきましては、HKIPDの以下URLをご参照ください。

[https://www.ipd.gov.hk/en/home/whats-new/index\\_id\\_547.html](https://www.ipd.gov.hk/en/home/whats-new/index_id_547.html)

### 【ミャンマー】特許規則公表

ミャンマーでは、特許法（2019年Pyidaungsu Hluttaw Law No.7）が2024年5月31日に施行されました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15196/>

2024年6月4日、特許規則が制定された旨の通知第43/2024号が発行されました。

特許規則には、出願取下、異議申立、譲渡および実施権の登録、無効および取消、特許代理人の選任やその他の手続事項に関する規定が含まれます。

特許権の存続期間は出願日から20年間、小特許は出願日から10年間です。出願および審査の言語として、英語またはミャンマー語が選択できますが、英語の場合は、明細書のミャンマー語への認証翻訳が求められる可能性があるようです。

ミャンマーはパリ条約及び特許協力条約（PCT）にはまだ加盟していませんので、パリ優先権の主張はできませんが、世界貿易機関(WTO)の締約国である国で出願された最初の出願を基礎とした優先権を主張することができます。

## アジア

2024年8月掲載

### 【シンガポール】 SG IP Fast Trackパイロットプログラムを2024年12月31日まで延長

2024年4月19日、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、SG IP FASTパイロットプログラムを2024年12月31日まで延長すると発表しました。

#### 背景

IPOSは2020年5月4日に、技術分野に制限のない、特許早期審査制度（SG Patent FastTrack）の試行を開始しました。

そして、2020年9月1日には、SG Patent FastTrackの申請が受理された特許出願に関連する商標・意匠登録出願の早期審査を加えた、SG IP Fast Trackを開始しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2020年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/8945/>

#### 効果

複雑でない特許出願の場合は最短6ヶ月、複雑な場合でも最短9ヶ月で特許付与が可能です。

複雑でない商標登録出願は最短3ヶ月、複雑な場合でも最短6ヶ月で登録可能です。

意匠登録出願は最短1ヶ月で登録可能です。

#### 手続き

SG IP FASTでは、特許出願については各月合計10件、及び各出願人(個人または法人)あたり月2件の上限がありますが、商標および意匠登録出願には件数の上限はありません。

SG IP FASTの申請には、Patents Form 11で“Fast Track”を選択する必要があります。

尚、現在のところ、IPOSの手数料は無料です。

詳細につきましては、IPOSの以下URLをご参照ください。

<https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register/acceleration-programmes>

## アジア

2024年8月掲載

### 【インド】特許法一部改正-2024年8月1日施行

2024年7月26日及び7月29日に公布された通達により、Jan Vishwas (Amendment of Provisions) Act, 2023 (2023年ジャン・ヴィシュワス (規定改正) 法) が、2024年8月1日に施行されました。同法は、犯した犯罪や違反の重さと、定められた刑罰の重さを等しくすることを意図したもので、特許法、商標法、その他の様々な分野に関連する規定が含まれます。以下に、特許法に関する主な事項をまとめました。

#### 1. 虚偽の表示 (特許法第120条)

(改正前) 特許及び特許出願の対象である旨の虚偽の表示をしたときは、10万ルピー以下の罰金に処する。

(改正後) 罰金が10倍の100万ルピーに引き上げられました。

\* 1ルピー=約1.75円で換算しますと、100万ルピーは約175万円です。

#### 2. 情報提供の拒否又は虚偽の申告 (特許法第122条(1)(2))

(改正前) 政府またはコントローラーが求める情報の提供を拒否または提出を怠った場合は100万ルピー以下の罰金に処する。また、虚偽の申告をした場合は、6月以下の禁固若しくは罰金又はこれらを併科する。

(改正後) 情報の不提出の場合の罰金が10万ルピーに引き下げられた一方、虚偽の申告をした場合の罰金は総収入の0.5%又は5,000万ルピーの何れか低い方に引き上げられ、禁固刑は無くなりました。

詳細につきましては、以下URLからJan Vishwas (Amendment of Provisions) Act, 2023全文をご参照ください。

<https://mod.gov.in/sites/default/files/0201202401.pdf>

## アジア

2024年8月掲載

### 【中国】国家知識産権局、特許権存続期間補償の請求手数料等を明確化

国家知識産権局（CNIPA）は、一部の特許料基準と減額措置の調整に関する公告（第594号）を公表しました。

この中で、特許権存続期間補償請求に関する手数料、維持年金等が明確化されました。

特許権存続期間補償制度には、審査手続きによる遅延を補償するための「特許付与期間補償」（PTA）と、薬品販売承認の審査による遅延を補償するための「薬品特許期間補償」（PTE）の2つの制度が含まれます。

#### 手数料と請求期限

1. 請求手数料：1件当たり200元（約4200円）。
2. 請求期限：特許付与公告日から3ヶ月以内。
3. 手数料納付期限：
  - ① 2024年7月26日より前に請求が行われた場合、手数料は2024年10月26日までに納付すること。
  - ② 2024年7月26日以降に請求が行われた場合  
PTA：特許付与公告日から3ヶ月以内  
PTE：薬品販売承認取得日から3ヶ月以内

#### 維持年金

1. 維持年金：1年につき8,000元（約165,500円）。但し、1年未満の部分は納付不要。延長された年数の合計金額を一括で納付する。
2. 納付期限：20年の特許期間満了までを厳守。期間延長や回復措置等の救済はない。詳細につきましては、以下URLからCNIPAのウェブサイトをご参照ください。  
[https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzqg/202408/t20240806\\_1392248.html](https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzqg/202408/t20240806_1392248.html)



## アジア

2024年8月掲載

### 【中国】国家知識産権局、新しい特許分類体系を公表

中国国家知識産権局（CNIPA）は、電気自動車、リチウム電池、太陽光発電の技術に関して、「新三大製品 関連技術特許分類体系2024」を公表しました。

中国では、近年、電気自動車、リチウム電池、太陽光発電製品の輸出が著しく伸びていることから、CNIPAは、輸出の主力製品をカバーし、関連技術分野と特許を結びつける分類体系を確立することで、対外貿易の革新と発展のニーズに応えるとしています。

「新三大製品 関連技術特許分類体系2024」では電気自動車、リチウム電池、太陽光発電関連技術が4つの階層に分けられています。例えば、電動自動車の第一階層には、電気自動車製造、電気自動車装置・付属品製造、電気自動車関連設備製造、電気自動車関連サービスなどが含まれ、その下には4つの第二階層技術、更にその下には8つの第三階層技術と4つの第四階層技術に分かれています。これらは、国際特許分類（IPC）との対照が可能ないように設計されており、関連製品の輸出状況の変動や国際特許分類の改訂に応じて変更が可能です。そして、「新三大製品」に関連する特許のマクロ統計的なモニタリングと分析に利用可能です。

詳細につきましては、CNIPAの以下URLをご参照ください。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/9/art\\_75\\_194145.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/9/art_75_194145.html)

## アジア

2024年8月掲載

### 【インド】Form27提出について、IPOの見解が公表されました

2024年3月15日にインド特許規則改正（Patents (Amendment) Rules, 2024：新規則）が公表され、同日施行されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14854/>

規則改正により、これまで毎年提出が必要であったForm 27（実施報告書）の提出が、3会計年度に1度でよいこととなりました。

しかし、3会計年度の起算日等の明確な記載が新規則にないため、様々な解釈がなされ、2024年9月30日までにForm 27の提出が必要な対象特許が不明となっていました。

そこで、2024年7月29日に、インド特許庁（IPO）と関係者で意見交換の場が設けられ、それを受けたIPOの正式な見解の公表が長らく待たれていました。

ようやく、2024年8月26日にIPOはフォーム27に関するFAQを公表しました。

Form 27の提出期限に関する事項を以下にまとめました。

#### 1.2022年度以前に付与された特許

（2023年9月30日までにForm27が提出されている場合）

Form-27提出期限：2026年9月30日

報告対象となる実施年度：2023年度、2024年度、2025年度

（各年度は4月1日から3月31日であり、例えば、2023年度は2023年4月1日から2024年3月31日を意味します。）

#### 2.2023年度中に存続期間満了等した特許

Form-27提出期限：2024年9月30日

報告対象となる実施年度：2023年度

#### 3.2024年度中に存続期間満了等する特許

Form-27提出期限：2025年9月30日

報告対象となる実施年度：2023年度、2024年度

#### 4.2023年度に付与された特許

Form-27提出期限：2027年9月30日

報告対象となる実施年度：2024年度、2025年度、2026年度

公表されましたFAQは、以下URLから全文をご覧ください。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/1001\\_1\\_Final\\_FAQs\\_Form-27\\_26thAugust2024.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/1001_1_Final_FAQs_Form-27_26thAugust2024.pdf)

## アジア

2024年9月掲載

### 【シンガポール】調査/審査請求を無料で延長できるパイロット・プログラム開始

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、調査/審査請求期限を18ヶ月間無料で延長可能なパイロット・プログラムを導入しました。

シンガポールには、2つの審査請求ルートがあります。第1は現地ルートで、IPOSが調査及び実体審査を行います。第2は混合ルートで、対応他国出願の調査結果等に基づき、IPOSが実体審査を行うものです。いずれの場合でも、優先日または出願日から36ヶ月以内に調査/審査請求が必要です。但し、36ヶ月の期限以降、1ヶ月ごとに200SGD (約23,000円) の延長手数料を支払うことにより18ヶ月まで延長可能です。今般、公表されたパイロット・プログラムでは、審査請求期限が2024年9月1日から2026年8月31日の間にある出願については、審査請求期限から18ヶ月の延長が手数料なしで可能となります。延長申請は、審査請求期限から18ヶ月以内であればいつでも可能です。すでに18ヶ月未満の延長を申請している場合は、合計で18ヶ月までの延長をさらに申請することができます。

詳細につきましてはIPOSの以下URLをご参照ください。

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/circular-no-4-2024.pdf?sfvrsn=6da3d35f\\_1](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/circular-no-4-2024.pdf?sfvrsn=6da3d35f_1)

## アジア

2024年9月掲載

### 【ベトナム】対応外国特許出願の審査結果利用に関する規則

ベトナム出願の早期権利化には、特許審査ハイウェイ（PPH）が利用可能ですが、各期に受け入れられる申請件数が制限されているため、利用できないことが多々あります。

そこで、出願人は、個々の案件について、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、英国知的財産庁（UK IPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国知的財産庁（KIPO）、欧州特許庁（EPO）、ユーラシア特許庁（EAPO）などの外国知的財産庁が発行した特許査定等の情報をベトナム知的財産庁（IPVN）に提供することで、ベトナムにおける実体審査を迅速化するという手段をとってきました。しかし、このような情報の提供について、公式な規則はなく、個別案件ごとに対応されてきました。

先般、科学技術省の通達第23/2023/TT-BKHCH号により、出願人は、IPVNが実体審査結果を通知する前に、IPVNに指定の外国特許庁のいずれかが発行した、対応する特許出願の実体審査結果を参照するよう正式に要請することが可能となりました。

これにより、審査を加速することができ、通常18ヶ月かかっている、実体審査結果通知を出願日から12ヶ月以内に受け取ることが可能となります。

現在のところ、指定の外国特許庁はまだ公表されていませんが、現地代理人の情報によりますと、EPO、CNIPA、JPO、KIPO、USPTO、EAPOが候補に挙げられています。

## アジア

2024年9月掲載

### 【台湾】特許出願の再審査加速審査（AEPRé）制度導入-2024年9月1日施行

台湾特許庁は、特許再審査加速審査（AEPRé）を開始しました。\*

AEPRéは、初審査拒絶査定で一部の請求項のみ拒絶され、一部の請求項は拒絶されなかった出願について再審査申請した場合、拒絶された請求項を削除し、拒絶されていない請求項を独立項に変更する補正をすることで、加速審査が行われる制度です。

この制度の導入により再審査での判断時間及び審査コストを削減することができ、出願人は6ヶ月以内に再審査意見書又は特許査定を受けることができます。

尚、AEPRé申請について、台湾特許庁の手数料は無料です。

\*施行日は2024年9月1日ですが、9月1日は日曜日のため、実際の開始日は9月2日からです。

#### AEPRéの申請要件：

- 1.対象：初審査拒絶査定で一部の請求項のみ拒絶され、再審査申請した特許出願
- 2.申請時期：再審査開始通知書の送達後、最初の再審査拒絶理由通知書が発行されるまで
- 3.補正要件：台湾特許法第49条の規定に基づく補正であり、補正の内容が次の条件を満たすもの
  - i) 拒絶理由のある請求項の削除
  - ii) 初審査拒絶査定で拒絶理由のなかった従属項の独立項への変更、それに合わせた請求項番号の調整、従属関係の調整及び従属項の追加。

詳細につきましては、台湾特許庁の以下URLをご参照ください。

<https://www.tipo.gov.tw/tw/dl-286887-0b89ef8d1ea3467e842e1c8866dcbc9d.html>

## アジア

2024年10月掲載

### 【台湾】台湾の特許出願は「半導体」分野がトップ

2024年9月16日付台湾經濟部プレスリリースによりますと、2022年の台湾における特許出願件数上位3分野は、「半導体」（特許出願全体の14.5%）、「コンピュータテクノロジー」（9.0%）、「電子機械エネルギー装置」（6.1%）でした。そのうち「半導体」分野は2020年より3.6%ポイント増と、最も高い伸長率を見せました。

外国出願人では、日本、米国、中国及び韓国のいずれも「半導体」分野の出願件数が最多となりましたが、日本は「高分子化学」、米国は「医薬品」分野の出願件数が他国と比較して突出していました。

台湾国内出願人と外国出願人の出願件数割合は約4：6でした。2024年1月から7月の外国出願人による出願件数割合は61.8%で、そのうち日本が25.0%と最も多く、次いで米国13.4%、中国と韓国がそれぞれ6.6%、6.0%でした。

2024年9月16日付台湾經濟部プレスリリースの詳細につきましては、以下URLをご参照ください。

[www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\\_id=40&news\\_id=115954](http://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=115954)

## アジア

2024年10月掲載

### 【韓国】「不正競争防止法」改正-特許庁長官の直接介入が可能に

2024年8月21日、特許権侵害行為及び営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償を強化する特許法の一部改正（特許法）と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正（不正競争防止法）が施行されました。

特許法につきましては、弊所知財トピックス2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14876/>

今般改正された不正競争防止法第8条により、事業提案、入札、公募など技術取引の過程におけるアイデア奪取行為、有名人の氏名・肖像などを無断使用するパブリシティ権侵害などの不正競争行為に対して、特許庁長官が直接是正命令を下すことが可能となりました。

特許庁長官は、違反行為をした者に30日以内の期間を定めて違反行為の中止、標識等の除去や修正、今後の再発防止、その他是正に必要な事項を勧告し、又は是正を命ずることができます。さらに、特許庁長官は違反行為者が是正勧告や是正命令に従わなかった場合は、その違反行為の内容等を公表することができます。

また、改正不正競争防止法第20条により、違反行為をした者が特許庁長官の是正命令に従わない場合は、2,000万ウォン（約220万円）以下の過料を科すことが可能となりました。

これまで特許長官は不正競争行為などに対し行政調査を行い、違反行為が認められた場合には是正勧告を下すことができました。しかし、是正勧告は単に勧告の水準に過ぎず強制力がないという限界がありました。今回の改正で、この問題が解消されることとなりました。

さらに、改正不正競争防止法第18条第3項は、不正な目的で他人の営業秘密を毀損、滅失または変更した者には10年以下の懲役または5億ウォン（約5,500万円）以下の罰金が科され得ると規定しています。

## アジア

2024年10月掲載

### 【カンボジア】年金支払遅延に罰則-2024年10月15日より

カンボジア工業手工芸省（MIH : Ministry of Industry and Handicrafts）の工業財産局（DIP: Department of Industrial Property）の非公式な発表によりますと、2024年10月15日より、DIPは特許

年金の納付遅延および回復に対する新たな罰則を導入するようです。

年金が期限までに支払われなかった場合、追納期間として6ヶ月の猶予が認められ、1日あたり500KHR（約0.125米ドル）の延滞料が課されます。この猶予期間内に支払いがなされない場合、特許/特許出願は放棄されたものとみなされ、失効します。

ただし、追納期間終了から6ヶ月以内であれば、回復手続きが可能です。これには25米ドルの回復手数料と、猶予期間開始から支払いが完了するまでの期間の延滞料として1日あたり0.125米ドルが加算されます。



## アジア

2024年11月掲載

### 【インドネシア】特許法改正-2024年10月28日施行

2024年10月28日、インドネシア特許法改正案が承認され、同日施行されました。

(特許に関する2016年法律第13号の第三次改正法、「法律第65/2024号」)

インドネシア政府によりますと、今回の改正は、管理プロセスの合理化を図り、国内法を国際基準に整合させ、遺伝資源と伝統的知識の保護の強化を目的としています。

法律第65/2024号の主な改正点は、以下の通りです。

#### 1. 保護対象の拡大

方法、システム、用途に関する発明が特許保護対象に追加されました。また、従来認められなかった、第2医薬用途発明が特許対象となりました。

#### 2. グレースピリオドの延長

新規性喪失の例外期間が6ヶ月から12ヶ月に延長されました。

#### 3. 優先権の回復

優先権主張を伴う出願が優先日から12ヶ月以内にインドネシアでなされなかった場合、優先日から16ヶ月以内であれば、手数料を支払うことで優先権の回復が認められることとなりました。

#### 4. 特許実施及び遺伝資源・伝統的知識に関する報告義務

改正法では、特許権者は特許実施に関する報告書を、毎年年末までに特許庁長官に提出しなければならないとされています。また、遺伝資源及び伝統的知識を利用する特許の出願人は、原産地証明書を提出する義務があると規定されています。しかし、これら報告や証明書の詳細につきましては、まだ公表されておらず、施行規則の公表を待つこととなります。

#### 5. 出願言語

明細書等の記載が英語以外の外国語の場合、英語及びインドネシア語への翻訳が必要です。翻訳文は、特許出願の受領日から30日以内に提出する必要があるため、これを満たさない場合は出願が取下げられたものと見做されます。

#### 6. 再出願

方式不備等で見直し取下げとなった出願について、通知から最長6ヶ月以内に再出願が可能となりました。

#### 7. 試験研究のための実施

特許権存続期間満了後に製造承認を得て販売することを目的とする場合、特許権存続期間満了前（旧法の満了前5年の条件が削除されました）にインドネシアで特許医薬品を製造することは、刑事及び民事訴訟の対象となりません。

## アジア

2024年11月掲載

### 【ミャンマー】ミャンマー知的財産局、特許および実用新案登録出願受付開始

ミャンマーでは、2019年3月11日に特許法（Pyidaungsu Hluttaw Law No. 7/2019）が制定され、2024年5月31日に施行されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年6月掲載分及び2024年7月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15196/>

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15419/>

ミャンマー知的財産局（IPD）は、2024年10月31日より特許出願の受付を開始しました。出願人（自然人および法人）はIPDに電子出願、窓口での出願、郵送での出願のいずれかの方法で、特許および実用新案登録（小特許）出願を行うことができることとなりました。要点を以下に説明します。

#### 言語

英語またはミャンマー語

#### 優先権

ミャンマーはパリ条約の加盟国ではありませんが、パリ条約の加盟国または世界貿易機関(WTO)に出願された出願を基礎として優先権を主張することができます。優先期間は12ヶ月です。

なお、ミャンマーは特許協力条約(PCT)の締約国ではありません。

#### 特許要件

発明が特許を受けるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能を有している必要があります。

#### 非特許事由

単なる発見や科学的理論、数学的方法、ビジネスの方法やゲームの規則、コンピュータプログラム自体等の発明は特許を受けることができません。

#### 存続期間

特許:出願日から20年間

実用新案:出願日から10年間

#### 出願変更

特許出願から実用新案登録出願へ、または実用新案登録出願から特許出願への変更は、1回に限り認められます。

なお、TRIPS条約の取決めに従い、2033年1月1日まで、医薬品の特許は認められません。

## アジア

2024年11月掲載

### 【韓国】発明者の訂正及び出願時の発明者記載要件変更-2024年11月1日より

2024年11月1日に特許法施行規則が改正され、発明者の訂正要件及び出願時等の発明者情報記載要件が以下の通り変更されました。

#### 1. 発明者国籍の記載

新規出願時及び分割出願時に発明者の国籍の記載が必要となりました。

#### 2. 発明者の訂正/追加

##### ① 出願後～特許査定前

旧規則では発明者の訂正/追加につき、書類等の提出は不要でした。

改正規則では、出願人及び追加/訂正される発明者が署名した確認書類が必要となりました。

##### ② 特許査定後～設定登録前

旧規則では、特許査定後から設定登録前の期間でも発明者の訂正/追加が可能でしたが、改正規則では、原則としてこの期間の発明者の訂正/追加は不可となりました。

但し、単純な誤記や発明者の改名等、発明者の同一性が保たれる場合は訂正が可能です。

##### ③ 設定登録以降

旧規則から変更はありません。

出願人及び発明者全員の署名済み確認書類提出を条件として、発明者の訂正/追加が可能です。

## アジア

2024年11月掲載

### 【韓国】韓国特許庁、二次電池分野の特許審査専門組織を発足

韓国では、国のコア産業である、半導体等の先端技術分野を優先審査の対象とし、その技術だけを専門に審査する専門審査官制度を取り入れています。

2024年2月19日に、二次電池関連特許出願が優先審査の対象に加わりました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14986/>

韓国特許庁（KIPO）は2024年6月13日、「二次電池素材審査課」、「二次電池設計審査チーム」、「二次電池制御管理審査チーム」の3つの課・チームからなる二次電池専任審査組織を発足させました。

この組織は、既存の二次電池分野の審査官45名と、民間から新たに採用された審査官38名の計83名で構成されています。

すでに実施している、二次電池特許優先審査（2024年2月19日開始）、民間出身の二次電池専門審査官の採用（2024年5月29日開始）に加え、今回の二次電池専任審査組織の発足により、二次電池関連出願の迅速かつ正確な審査を担保することを狙いとしています。

二次電池技術は、電気自動車の動力源として利用され、カーボンニュートラル時代の主要技術として注目されています。二次電池分野の韓国特許出願はここ5年間で年平均13%増加していると同時に、他国との競争も激化しており、韓国国内で迅速に特許審査を受け、海外進出までの時間を短縮することがさらに重要になってきています。

産業界のニーズを受け、KIPOは、今後も先端技術分野での支援を拡大していく計画です。

## アジア

2024年11月掲載

### 【ベトナム】知的財産専門裁判所を設立予定

2024年6月24日、ベトナム国会は人民法院組織法（Law on the Organization of People's Court; LOPC）の改正を承認しました。改正法は9章152条からなり、知的財産専門裁判所を含む専門裁判所設立に向けた法的準備を目的としています。

現在、ベトナムの地方裁判所や高等裁判所の裁判官は、広範な事件を扱っており、知的財産法などの特定テーマについて十分な研修を行うことが難しい状況です。そのため、判決に一貫性がなく、問題解決が長期化することが多々あります。

今回の改正により、知的財産事件を専門に扱う裁判所で、専門知識を有する裁判官により、一貫性のある健全な判決が下されることが可能となります。これにより、ベトナムで増加する複雑な知的財産紛争が早期かつ適切に解決されることが期待されます。

知的財産専門裁判所（第一審）は、ハノイ、ダナン、ホーチミンなどの主要都市に設立され、2025年1月1日以降に運用を開始する予定です。

今後、控訴審を扱う各高等裁判所にも知的財産を専門とする部門が設置される可能性があります。

## アジア

2024年12月掲載

### 【インド】コルカタ高等裁判、知的財産部門設立

2021年4月4日、インド知的財産審判委員会（IPAB）の廃止を含む裁判所改革条例(Tribunals Reforms Ordinance 2021) が、大統領令として公布・施行され、IPABが廃止されました。これにより、IPABに係属中の事件を含め、これまでIPABの管轄であった審判事件は、デリー高等裁判所、ボンベイ（ムンバイ）高等裁判所、マドラス高等裁判所、コルカタ高等裁判所、アーメダバード高等裁判所、及び商事裁判所が管轄することとなりました。

他の高等裁判所に先駆け、デリー高等裁判所は、知的財産権に係る紛争を専門に扱う部門である知的財産部（IPD）を設立しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年9月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11942/>

マドラス高等裁判所でも2022年にIPDが設立され、2023年4月5日に、マドラス高等裁判所IPD規則（Madras High Court Intellectual Property Rights Division Rules, 2022）が公表されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年8月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/13676/>

今般、コルカタ高等裁判所は、知的財産部門規則2023（コルカタIPD規則）を採択し、知的財産部（IPRD : Intellectual Property Rights Division）と知的財産控訴部（IPRAD : Intellectual Property Rights Appellate Division）を設置しました。これにより、コルカタ高等裁判所は、デリー高等裁判所、マドラス高等裁判所に続き、インドで3番目のIPDを備えた高等裁判所となりました。

コルカタIPD規則によりますと、英語以外で記載されている文書には宣誓英訳文またはオンライン英訳の提出が必要となり、相手側は翻訳の正確性を理由に異議を申し立てることができます。

コルカタIPD規則の全文は以下のURLから入手できます。

<https://www.calcuttahighcourt.gov.in/Notice-Files/gazette-notification/12428>

## アジア

2024年12月掲載

### 【台湾】外部審査官との電話及びリモート面接の最適化プラン開始

台湾智慧財産局（TIPO）は、2022年3月1日より、「専利出願の越境オンライン面接」を実施しており、日本にいる出願人と台湾の事務所にいる代理人が、TIPOに出向くことなく、審査官と直接オンライン面接を行うことが可能となりました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/12008/>

現在、TIPOでは、例えば先端技術や、内部審査官では対応できない複雑な案件などについては、公立大学教授又は研究機関の専門職員である外部審査官が審査しています。

これまで、このような外部審査官が担当する案件において、出願人が審査官と直接連絡を取ることができない場合があります。

そこで、今般、TIPOは「外部審査官との電話及びリモート面接の最適化プラン」を開始しました。出願人又はその代理人は、外部審査官及びTIPOの担当審査官と電話又はリモート面接で、直接コミュニケーション及び意見交換が可能となりました。

### 【台湾】明細書の補正、訂正にファイル変換が必要-2025年1月より

台湾智慧財産局（TIPO）は、明細書のデジタル化の完備及び段落番号の正確性強化のため、2025年1月より、電子出願された出願について、明細書の補正又は訂正をする際は、XML形式に変換したデータを提出しなければならない旨公表しました。

さらに、2025年1月より、明細書のXMLデータとPDFの段落番号を一致させるため、変換ツールで明細書のファイル変換をする際に、明細書の「段落番号」が記載規則に適合していない場合にはファイル変換が中断されます。このため、補正等できる期間に影響が出ないように、事前に準備しておくことが推奨されます。

詳細につきましてはTIPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-980065-81c5a-1.html>

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-985604-ee7e7-1.html>

## 中南米

2024年2月掲載

### 【ブラジル】 国家知的財産戦略の行動計画（2023-2025）公表

ブラジル政府の知的財産省庁間グループ（ポルトガル語の頭字語で「GIPI」）は、国家知的財産戦略（ENPI）の実施に向けた3ヶ年行動計画（2023-2025）を発表しました。

主な内容は以下の通りです。

- (1) 特許出願の審査期間を6.9年（2022年12月時点）から3年に短縮する。
- (2) 商標登録件数を世界第6位から3位にランクアップする。
- (3) 意匠出願件数を世界第12位から11位にランクアップする。
- (4) 知的財産に関する研修等の恩恵を受けるイノベーション・プロジェクトを227から450を増やす。

尚、特許出願の審査期間については、2026年までに更に短縮し、2年以内とすることを目標としています。



## 中南米

2024年2月掲載

### 【ブラジル】 審判段階における補正等を制限する新規則の変更

2023年12月12日、ブラジル特許庁（BPTO）は、審判段階での補正等を制限する新しい規則（Legal Opinion第19/2023号）を公表しました。この規則では、審判請求時及び審判段階では、審査段階で審査されなかったクレーム（権利範囲を減縮する補正を含む）、新たな反論及びデータの提出は認められないとされています。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14402/>

ところが、2024年2月27日、BPTOは、進歩性の主張を裏付けるデータや文書の、審判段階での提出を認める旨公表しました。

更に、審判段階での補正についても、以下の要件を満たす場合は認める旨公表しました。

1. クレームの範囲を減縮する補正であって、拒絶理由の解消を目的とするもの。  
つまり、補正内容が拒絶理由と関連していることが明らかな補正であること。
2. 拒絶査定となったクレームセットの主題に関する補正であること。  
この条件により、審査段階で放棄された主題を回復することはできないことが明確となった。
3. 明細書にのみ開示された主題に基づく補正は認められない。  
拒絶査定となったクレームセットの一部ではなかった補正は、クレーム範囲の減縮を目的としていたとしても、認められない。
4. クレームのカテゴリー変更は、審査段階で出願人が請求して却下されていない限り、審判段階では認められない。

編集者注：2024年3月19日、BPTOは新規則の更なる変更を公表しました。

詳細につきましては、以下URLから2024年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14953/>

## 中南米

2024年4月掲載

### 【ブラジル】 審判段階における補正等を制限する新規則の変更（続編）

2023年12月12日、ブラジル特許庁（BPTO）は、審判段階での補正等を制限する新しい規則（Legal Opinion第19/2023号）を公表しました。この規則では、審判請求時及び審判段階では、審査段階で審査されなかったクレーム（権利範囲を減縮する補正を含む）、新たな反論及びデータの提出は認められないとされました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2023年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14402/>

ところが、2024年2月27日、BPTOは、審判段階での一定の補正及びデータ等の提出を認める旨公表しました（省令No.7/2024）。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14713/>

一転、2024年3月19日には、BPTOは省令No.7/2024を撤回し、新たな省令No.10/2024を公表しました。これによりますと、審判部は、あくまでも、審査段階で発行されたオフィスアクションに対して提出された反論や補正クレームに基づいて、審査官の決定の是非を再評価することに重点を置きます。

そして、審判を請求する際の補正と実験データ等の提出について、以下の留意事項を挙げています。

- ・ 審判請求時の補正は、従属クレーム、独立／相互関連クレームの組み合わせから明示的に予見できるものであること。拒絶されたクレームに記載されていない事項、つまり明細書のみに記載された事項での限定/減縮は認められない。
- ・ 補正は、拒絶の対象となったクレームセットを論理的に限定/減縮したものでなければならない。
- ・ 審査段階でクレームから削除された主題は、審判段階で再び組み込むことはできない。
- ・ 比較実験や宣誓供述書といった追加データ等は、進歩性の主張を立証するものに限り、審判段階での提出を認める。

新規則（2024年4月2日施行）の下では、審判段階での補正等が制限されるため、最初のオフィスアクションの応答時が、新たな反論や自発的な補正を行う最後の機会となる可能性があることにご留意ください。また、審査段階で除外された事項を、予防的に分割出願すること等もご検討ください。

## 中南米

2024年3月掲載

### 【ブラジル】 PCT-PPH申請受付停止

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）は、2022年1月1日から2国間PPHに加えて、PCT-PPHの試行プログラムを開始しました。また、INPIが受け付けるPPH申請の上限件数（日本を含めたブラジルとのPPH実施庁からの申請の総数）を年間800件（PCT-PPHの100件を含む）に拡大しました。さらに、2023年1月1日から、INPIが受け付けるPPH申請について、IPCセクション毎の申請件数の上限を、年間150件から250件に緩和しました。

今般、INPIは、2024年のPCT-PPH申請件数が上限に到達したため、受付を停止する旨公表しました。次回の受付は、2025年1月1日から開始される見込みです。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_brazil\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html)

2024年7月掲載

### 【ブラジル】 2024年のPPH申請受付停止及びGPPH参加

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2国間特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムの申請件数が今年度の上限である800件（PCT-PPHの100件を含む）に到達したため、受付を停止する旨公表しました。尚、PCT-PPHについては、2024年3月に、申請が上限件数に到達し、すでに受付を停止しています。次回の受付は、2025年1月1日から開始される見込みです。

これとは別に、INPIは、2024年7月6日からグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)プログラムに参加しています。但し、これに関するブラジル国内での新しい省令がまだ公表されておらず、新規則発効までは、現行のPPH規則が有効となります。

GPPHは、3種類のPPHを利用できる多数国間の枠組みです。この枠組みに参加した庁の間では、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となります。2024年7月6日時点で日本を含む28の庁が参加しています。

GPPHの詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html>

## 中南米

2024年9月掲載

### 【アルゼンチン】優先権主張の基礎出願ステータス報告義務

アルゼンチン産業財産庁（INPI）は、2024年8月26日付け官報にて、決議36/2024を公表しました。本決議は、アルゼンチンで係属中の、優先権主張を伴う特許及び実用新案出願の出願人に対して、優先権主張の基礎出願が、特許等付与されているか否かの陳述を求めるものです。陳述は、当該出願が特許公報に掲載された旨の通知から60日以内にする必要があり、報告がない場合は放棄されたものと見做されます。この措置により、INPIは、出願人にとって不要となった出願を一掃し、迅速な審査を進めることを狙いとされています。

詳細につきましては、INPIの以下URLをご参照ください。

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/312803/20240826>

### 【ブラジル】分割出願について新規則公表-2024年10月3日施行

2024年9月3日、ブラジル特許庁（BPO）は、分割出願手続きに関する2つの新しい省令（2024年8月29日付INPI/DIRPA第14号及び2024年9月2日付INPI/DIRPA第16号）を官報に掲載しました。施行日は、官報掲載日から30日後の2024年10月3日です。

#### 主な内容：

**分割出願ができる時期：**旧規則では、出願の最初の審査が終了する日までと規定されていました。新規則では、出願を許可、拒絶、または最終的に審査を保留する決定の公報掲載日まで可能と明確に定義されました。さらに、この規則は職権による分割指令には適用されず、BPOの要請がある場合には、審判段階でも分割出願をすることができることとなりました。

**分割出願提出時の注意事項：**分割出願時には、分割出願のクレームと親出願の直近のクレームの相違点を明確に示したマークアップコピーを添付する必要があります。また、親出願と分割出願でクレーム範囲が重複している場合は、親出願のクレームから重複部分を削除する補正が必要となります。

## 中南米

2024年10月掲載

### 【ブラジル】所有権移転等手続きに関する新たなガイドライン

2024年9月13日、ブラジル知的財産庁 (INPI) は、ブラジルにおける特許出願/特許の所有権移転、名称および住所の変更等の登録手続きを変更する条例第20号を公布しました（施行日：2024年10月17日）。

#### 主な変更点

##### 1. 登録請求

所有権移転登録と名称等の変更登録請求は、これまで1つのフォームで行なう事が認められていましたが、それぞれ別個の手続きが必要となりました。INPIによりますと、この変更は、事務処理の簡便化のためとしています。

##### 2. 所有権移転登録に必要な書類

所有権移転登録には、譲渡証書に署名する代表者の権限を証明する書類が必要になりました。これにより、譲渡証書の有効性に関する紛争等が回避できます。

##### 3. 外国語文書の翻訳

これまでは、外国語文書には宣誓翻訳文の提出が必要でしたが、宣誓が不要となり、通常の翻訳文の提出のみで手続き可能となりました。これにより、ブラジルで特許を保有する外国企業のコストが削減されます。

##### 4. 署名認証、領事館認証、アポストイーユ

電子署名された外国語文書の署名認証、領事館認証、またはアポストイーユが基本的に不要となります。ただし、特定の手続きについては、今後のINPIの取り決めによって、署名認証等が必要な場合がありますので、不明な場合は弊所にお問い合わせください。

##### 6. 付与後の変更

特許付与後に名称の変更や所有権の移転があった場合は、変更登録時に登録証明書が発行されますので、特許証の修正や再発行の必要がなくなります。この変更により、付与後の手続きの簡素化と迅速化が期待されます。

## 中南米

2024年6月掲載

### 【ウルグアイ】 ウルグアイ国会、PCT加盟を承認

2024年6月11日、ウルグアイ国会は特許協力条約（PCT）加盟を全会一致で承認しました。これにより、ウルグアイは158番目のPCT締約国となり、南米では、メキシコ、ブラジル、コロンビアに続く、4か国目の締約国となる見込みです。今後、ウルグアイの国内法や運用をPCTの要件に準拠させる調整が始まります。PCT加入書の寄託日等、今後の予定がわかり次第、弊所知財トピックスでお知らせさせていただきます。

2024年12月掲載

### 【ウルグアイ】 PCTに加入、158番目の締約国

2024年6月11日、ウルグアイ国会は特許協力条約（PCT）加盟を全会一致で承認しました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15306/>

2024年10月7日、ウルグアイ（UY）はPCTへの加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託し、158番目のPCT締約国となりました。

PCTは加入書の寄託から3ヶ月後に発効しますので、2025年1月7日以降に出願された国際出願は、自動的にウルグアイの指定を含みます。

尚、ウルグアイは、加入書を寄託する際に、PCT第II章には拘束されないという留保を付しました。

詳細につきましては、WIPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.wipo.int/pct/en/news/2024/news\\_0027.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2024/news_0027.html)

## 中南米

2024年12月掲載

### 【ブラジル】ダイレクト・ユーザー・コンタクトサービス開始

ブラジル産業財産庁 (INPI) は、ユーザーとの関係性を強化するため、ダイレクト・ユーザー・コンタクトサービス (Direct User Contact Service) を開始しました。

これは、2024年11月27日付の条例/INPI/PR No.046で定められた「関係性と透明性に関する方針」の一環で、手続きの簡素化、不整合の是正、よりアクセスしやすく効率的な方法の確立を目的としています。

この新しいサービスにより、INPIは、電子メール等を通じて、ユーザーまたはその弁理士に直接連絡でき、形式的なエラーや特定の要件についての問題解決を個別にサポートすることが可能となりました。

また、INPIは、ポータルサイトで利用可能な「問い合わせチャンネル」についての改善点を公表しました。

「問い合わせチャンネル」は、手続等に関する問い合わせや依頼等を受付ける、ユーザーとの接点として機能します。ユーザーは電子フォームで質問や依頼を提出し、原則として7営業日以内に担当チームが質問等に対応します。

「問い合わせチャンネル」がデジタル化されたことにより、ユーザーがアクセスしやすくなり、より迅速で明確な回答が可能になりました。

また、オプションとして、「問い合わせチャンネル」を通じて審査官との面談を要請することも可能です。ただし、面談の要請を受け入れるかどうかはINPIの裁量により、自動的に必ず受け入れられるものではないことにご留意下さい。

更に複雑な問題に対しては、(テレ) プレゼンシャルサービス ((Tele)Presential Service) の利用が可能です。このサービスでは、INPIの担当者2名以上が同席し、直接またはビデオ会議で、より詳細なやりとりを行うことができます。このサービスは、行政手続、形式的なエラー、技術的要件について詳細な説明が必要な場合に最適です。

利用にあたり、事前申し込みと、このサービスを利用する理由の提示が必要です。尚、会議は最長1時間までと決められています。

## 中東・アフリカ・豪州・その他

2024年5月掲載

### 【フィジー】フィジー、パリ条約に加入

2023年10月19日、フィジーが、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の同盟国数は180となりました。

フィジーにおいて、同条約は、2024年1月19日に発効しました。

2024年7月掲載

### 【モロッコ】日モロッコPPH試行プログラム期間が延長されました。

日本国特許庁（JPO）とモロッコ工商業所有権庁（OMPIC）は、特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを2021年4月1日より実施しています。

弊所知財トピックス2021年6月掲載分をご参照ください。

[www.saegusa-pat.co.jp/topics/9656/](http://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9656/)

JPOは、2024年4月1日の延長更新の際、当試行プログラムの期間を無期限延長したと公表しました。モロッコでの早期権利化をお考えの際には、選択肢の1つとしてご検討ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_morocco\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_morocco_highway.html)



## 中東・アフリカ・豪州・その他

2024年9月掲載

### 【オーストラリア】料金改定-2024年10月1日より

オーストラリア特許庁は、2024年10月1日より料金を改定する旨を公表しました。  
主な改定項目は以下の通りです。

#### 1. 超過クレーム料金

従来通り、20クレームを超えた場合に超過クレーム料金が発生し、合計21~30クレームの場合はクレーム毎に125AUドル（約12,000円）、30クレームを超えた場合はクレーム毎に250AUドルが加算されるという点に変更はありませんが、その計算方法が以下のように変わります。

【改訂前】超過クレーム料金は許可されたクレーム数のみに基づいて計算されます。2024年10月1日より前に審査請求された場合が対象となります。

【改訂後】超過クレーム料金は最初のOA発行時のクレーム数に基づいて一旦計算され、特許査定時にクレーム数が増加した場合は別途加算されます。2024年10月1日以降に審査請求された場合が対象となります。

#### 2. 出願手数料及び審査請求料

標準特許の出願手数料及び国内移行手数料は370AUドルから400AUドルへと値上され、審査請求料は490AUドルから550AUドルへと値上されます。

#### 3. 維持年金

6年目以降の維持年金が値上されます。例えば、6年目の維持年金は335AUドルから345AUドルへと値上され、19年目の維持年金は2,700AUドルから2,865AUドルへと値上されます。

#### 4. PTE申請料

医薬品特許の存続期間延長（PTE）の申請料が2,000AUドルから2,500AUドルへと値上されます。  
詳細につきましては、オーストラリア特許庁の以下URLをご参照ください。

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/accountability-and-reporting/fee-review-2023-24#msdynttrid=nrZwJ51nzNv27eP4hYk3o79IyVD1xKZzptTqmXmNwAc>

## 中東・アフリカ・豪州・その他

2024年9月掲載

### 【カタール】委任状 (PoA) の要件変更

カタール知的財産局は、特許出願時等に必要な委任状に関する新しいガイドラインを公表しました。主な変更点は以下のとおりです。

- ・カタール国外で発行された委任状は、発行国のカタール領事館で認証後、カタールの外務省（Qatar Ministry of Foreign Affairs of Qatar）による更なる認証が必要となりました。
- ・アラビア語以外の委任状は、アラビア語の宣誓翻訳とともに提出することが必要となりました。
- ・委任状の有効期間は3年間です。発行日から3年を超える委任状は、カタール法務省による検印（validation stamp）が必要となりました。

2024年10月掲載

### 【エチオピア】パリ条約及びマドリッド協定議定書の批准承認

2024年10月1日、エチオピア閣僚理事会は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」及び「マドリッド協定議定書」の批准を承認しました。批准文書は、立法事項を扱うエチオピア連邦議会の下院である人民代表会議に送られました。

エチオピア知的財産庁は現在、現地の知的財産実務家と緊密に連携し、知的財産法の改正に備えたワークショップを開催しています。これらを通して、エチオピア知的財産法はパリ条約及びマドリッド議定書に整合するよう改正される予定です。

## 中東・アフリカ・豪州・その他

2024年11月掲載

### 【サウジアラビア】サウジアラビア知的財産庁、国際調査機関および国際予備審査機関として活動開始

2023年7月10日、スイスのジュネーブで開催された世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国総会で、サウジアラビア知的財産庁（SAIP）が、特許協力条約（PCT）に基づく国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）に任命されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス 2023年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14097/>

SAIPは国際事務局に対して、2024年12月15日からISAおよびIPEAとしての活動を開始することを通知しました。

